第8回 4	特定業者との随意契約に関する調査特別委員会
開催日時	令和7年7月29日(火) 午前10時00分
出席議員	委員長:武道 修司 副委員長:宗 裕 委 員:工藤 久司 委 員:田原 宗憲 委 員:池亀 豊 委 員:吉元 健人
事務局職員	局 長:桑野 智 係 長:瀬戸 美里
証人	竹本 信力 吉元 一也 米谷 良太

午前10時00分開会

〇委員長(武道 修司君) 皆さん、おはようございます。ただいまより第8回特定業者との随意 契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

本日は証人喚問です。証人の方が来られますが、初めての証人喚問ということで、発言等、十分に注意しながら行いたいというふうに思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いをいたします。念のために携帯電話はマナーモードないし電源を切ってください。よろしいですか。

それでは、早速、協議事項に入ります。

本日の会議は、先日、事務打合せでお話ししましたとおり、秘密会といたしたいというふうに 思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は秘密会といたします。

本日は、証人を3人、お願いしております。1人30分程度を目安に質問を行いたいと思います。外部の方にありますので、あまり長くなって時間が押すと大変御迷惑をおかけしますので、30分程度ということで、皆さん、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

初めに、私のほうから共通の代表質問をいたします。不明な点がありましたら、各委員さんから質問をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、早速、証人喚問を始めたいと思います。

まず、最初の方をお呼びください。

〔証人 入室〕

○委員長(武道 修司君) おはようございます。どうぞ、お座りください。

それでは、本日の証人喚問を行いたいと思います。

まず最初に、私のほうから注意事項をちょっと読ませていただきます。

虚偽の証言は虚偽罪の対象となります。宣誓した証人が虚偽の供述をした場合、民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準ずる。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでないということで、地方自治法第100条の2項で載っております。

第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係者が 虚偽の供述をしたときは、これを3か月以上5年以下の拘留刑に処する、地方自治法第100条 第7項に規定をされております。

議会は、選挙人その他の関係人が、第3項または第7項の罪を犯したものと認めるときは、告 発をしなければならないということで、委員の皆様は御承知をお願いをいたします。 ただし、虚偽の供述をした選挙人またはその他関係者が、議会の調査が終了する旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができるということが、地方自治法第100条第9項に記載をされています。

証人の方に御確認をいたします。宣誓拒否、証言の拒否ができる場合がありますが、それ以外 で証言拒否をした場合、虚偽証言を行った場合は罰則がありますので、御注意をお願いいたしま す。

それでは、宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。お手元に置かれて いる宣誓をお読みください。

- ○証人(竹本 信力君) すみません、マスクしたままで……。
- ○委員長(武道 修司君) はい、構いません。
- **○証人(竹本 信力君)** 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。 7月29日、竹本信力。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。どうぞ、お座りください。皆さん、どうぞ、 お座りください。

そしたら、証人の方、すみません、署名・捺印をお願いいたします。事務局、いいですか。 (発言する者あり)携帯を、電源を切るかバイブにお願いいたします。

それでは、今から証人の方にお聞きします。

まず最初に、氏名、住所、職業をお願いをいたします。

- ○証人(竹本 信力君) 座ったままでいいですか。
- **〇委員長(武道 修司君)** 座ったままで構いません。マイクを、マイクない。マイクをお願いします。
- **○証人(竹本 信力君)** 竹本信力です。 [証人、住所を述べる] 職業は、御存じのとおり、築上 町役場に勤務しておりましたけど、退職後に、今、シダックスという会社で、産業課の液肥散布 業務の委託として、シダックスの社員として日々業務に携わっております。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。簡単な形でいいんですが、今、ちょっと説明 ありましたように、簡単に経歴を、再度お願いをしたいと思います。
- ○証人(竹本 信力君) 私、昭和57年に旧築城町役場のほうに入庁いたしまして、以後、職員として38年間、再任用が4年、一度退職した後に。最後は、都市政策課長が最後でした。その後、再任用職員としては、1年目は学校教育課におりました。2年目が農業委員会。3年目、4年目が液肥センターのほうに勤務しておりました。その後、退職をした後に現在のシダックスで液肥散布業務のメンバーの一員として業務に携わっております。よろしいでしょうか。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

主に今、液肥センターではどのような職種、どのような仕事をされているのか、お聞きしたい と思います。

- ○証人(竹本 信力君) そうですね……
- ○委員長(武道 修司君) マイクを、すみません。
- ○証人(竹本 信力君) そうですね。私はもう一度退職した身でありましたもので、当時は、現在病欠で休んでおります米谷良太君が、液肥センターの主に機械の運転とか、修繕関係のほうも含めて機械のほうの操作・運転を、搬入の業務とかを米谷君がしておりまして、私は液肥散布の、干拓をはじめとする湊営農あるいは今津営農とかの散布業務あるいは流し込み業務の受付とか、そういうものと、あと中途半端な形でしたけど、ちょっと管理と言えば、大ざっぱに管理的なものはしていましたけど、機械のことはもう全く分かりませんでしたので、修繕等につきましては、当時、最初入ったときは課長補佐でした下田大吾郎君が主になってしておりました。そんなところでよろしいですか。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

次に、先ほどの経歴の流れでいくと、多分、令和4年、令和5年に勤務をされていたんではないかなというふうに思います。

我々が資料を精査する中で、竹本さんの起案が多いというか、ほとんどが竹本さん起案かなというぐらいな感じがします。当然、上司の下田さんの起案もありますが。当時、再任用職員という形の立場で起案が多いということに対して、それだけの業務というか、が課せられていたのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇証人(竹本 信力君) (聴取不能)。
- ○委員長(武道 修司君) すみません、マイクを。
- ○証人(竹本 信力君) それは、私は今日この場で申し述べようと思っていたんですけど、私の 起案が今たくさんあるということを聞いておりましたけど、ほとんど下田大吾郎君が打合せ、見 積り、業者の立会い等はしておりまして、私、そんなに案件が多いほど実質には関わっておりま せんでした。

それと、最初の頃は、私は起案もあんまり入っていなかったんじゃないかと思うんですけど、 そこのところは、今、委員長からお話を聞いて、ちょっとおかしいなと私自身も思っているんで すけど、現場のほうは米谷君が下田と一緒にしておりまして、私はある意味、オブザーバー的存 在みたいな中途半端な立場、さっき言いましたけど、そんな感じだったんですけど、私が役場の 職員として彼らの先輩でもあるし、キャリアが長いということであそこにいたんですけど、自分 自身が本当にそんなに起案したという記憶がないんですよ。いわゆる起案をしていないんですね。 全部とは言いませんが、じゃあ、何をしたかと言われると件数が多くて、ちょっと自分がどれを 起案したかはっきり分からないというのが正直なところでありまして。

それともう一つ、次に、私の、起案すれば、当然その中身を知っておかないといけないと思うんですよ、打合せ等も含めて。私、打合せも関わっておりませんし、打合せは全部下田が打合せをしていたんですね、業者と。最初の頃は、あそこの元請業者であります九電工、それと下請の松山建設が最初の頃よく入っていたんですが、その頃の立会いとか、結構、私、現場、一緒にヘルメットをかぶって出た記憶ありますけど、その後、エス・ティ・産業とかが出入りするようになってから、もう打合せも、もうほとんど入っていないというような状況でありました。

打合せするときは、下田は自分一人で清掃センターのほうに、繁永さんのところに行ってきま すというようなことで行ったり、あるいは核心的な、核心的って、金額とか、そういう核心的な 話になると、事務所の外で話したりしていたんですよ。それは私が言っていることがうそかまこ とか、一緒にいた我々シダックス、年は若いですけど、尾﨑君っております。尾﨑伸介君に聞い てもらったら分かると思いますけど、尾﨑君もそのことは、私と一緒におりましたので、ほとん ど大事な打合せ、そういったものは下田が一人でしていた。外でするか、あるいは製造センター、 あるいはエス・ティ・産業の事務所のほうに行って、打合せをしていたというような状況でした。 それと次に、起案すれば当然、私も職員ですので分かりますが、決裁っていって印鑑ついてい ると思うんですけど、印鑑も、そうですね、役場に関する、その業務に関する印鑑は、私の印鑑 と米谷良太君の印鑑は下田が預かって、役場のほうに置いていたんですよ。私と米谷君は、清掃 センター、じゃなかった、液肥センター勤務でしたので、出勤簿一つ押すにしても押せないとい うことで、私たちは、私と米谷君は手書きで毎日の出勤簿を原稿用紙に書いて、それを下田君に 渡して、下田君が役場にそれを持っていって打ち込んでいたんですよ。当然、下田君は私と米谷 君のパスワードも知っています。でも、私は下田君のパスワードは知りません、必要ないので。 パソコンも共用されていたような感じでしたね。以前は職員は1人1台ずつパソコンがあったん ですけども、竹本さんは退職したからパソコン要らないだろうということで、共用で使えみたい なことで、ほとんど下田君がそれを全部役場でしていたというような状況ですね。当然、その決 裁印も下田君が、役場の下田君の机の中に保管をして、自分が責任持ってしますのでというよう なことで、口頭で私も聞いたことありますし、だけ、冗談で変なことに使わんでくれよと言うた こともあります。そういうような状況です。

普段、私が持っていた印鑑は、どこでも売っているような三文判で、小さいやつですね。 100均にもあります。そういった印鑑を私は机の中に入れておりました。机は当然、鍵はかけておりません。その印鑑も悪意を持って使おうと思えば幾らでも使えたと思います、もうぽんと置いていますので。私はそういう意識がなかったので、普通にそのまま置いていましたけど、起 案と決裁についてはそんな状況ですね。それ、全部とは言いません。私も自分がしたのはあるか と思います。

それと、今日、この場で申し述べようと思ったんですけど、設計するに当たって仕様書というのが要ると思うんですよ。仕様書の原稿を下田君が業者と打合せをして、それを書いて帰ったか、パソコンで打ったか、それを自分がする間がないから、竹本さん、この仕様書を打ってと、頼まれて打ったことが何回かあります。それはあくまでも金抜きの仕様書です。ただ、具体的なことはちょっと、申し訳ないんですけど、はっきり覚えていないんですけど、そんな感じですね。なので、起案に当たって、最初の業者との打合せから決裁取るまでの流れの工程、事務処理の工程を私が一人でしたことは一度もありません、という感じです。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

ちょっと記憶ででいいんですけど、令和4年のことなんですけど、第2施設の水中エアレーターの取替え修理162万2,500円というのが、太新工業株式会社でしているんですけど、その起案をされた記憶というのがありますか。知らない。

- 〇証人(竹本 信力君) (聴取不能)。
- ○委員長(武道 修司君) すみません、マイクを。
- ○証人(竹本 信力君) すみません。そういう、160万円とか、そんな100万円以上の金額は記憶ないですね、打った。小さいものは打ったかも分かりませんけど、自分が覚えているのは、覚えているって明確ではありませんけど、50万円とか60万円とか100万円以下の金額は打ったことがあるかも分かりませんけど、その160万円とか大きな金額は九電工と、当時、入っていたオカベ工事って、飯塚に、株式会社オカベ工事と申しまして、主に豊前にあるし尿処理組合、今、豊前市が運転している、あそこのメンテナンス業者を、米谷君が以前そこで勤務していたということもありまして、米谷君がオカベ工事はいい業者ですよということで関わったことがありますが、そういったところの金額は100万円以上でも打ったことがあるかも分かりませんけど、今、言った、委員長が言う160万円というのは、自分が打った記憶がないんですけど。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

それともう一つ、バキュームポンプの交換があるんですけど、これも起案は竹本さんになっているんですが……

- **〇証人(竹本 信力君)** (聴取不能)、バキューム……
- **〇委員長(武道 修司君)** バキュームポンプ、ポンプの交換。これは株式会社ナカミチというと ころでしているんですけど、そういうふうな記憶もないですか。
- **〇証人(竹本 信力君)** ナカミチ。
- ○委員長(武道 修司君) はい。ほかにもエス・ティ・産業とか、あとオカベ、それと周防灘ビ

ルサービス、そういうような、いろんなものがあるんですけど、そういうような起案……

○証人(竹本 信力君) 周防灘ビルサービスは、社長さんか誰かが打合せに来て、立ち会って話はしたことはありますが、それも、私、打っていないと思うんですけど。とにかく書類を作るのは、私の名前になっているけど、大半がもうほとんど下田大吾郎君が役場で打っていたと思いますので、自分が周防灘を打った記憶、ないですね。

オカベ工事もさっき触れましたけど、オカベ工事は現場で立ち会って、ヘルメットかぶって写真を撮ったとかいうようなことは覚えておりますけど、起案をしたかどうかというと、それも多分、下田大吾郎君が打って作ったんじゃないかなと思います。これはもう定かじゃありません。私も曖昧な記憶です。申し訳ありません。

- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。(「周防灘は下田さんの起案だと」と呼ぶ者あり)いや、竹本さんが(聴取不能)。まあ、それはいいんやけど。この印鑑かどうかをちょっと証人に確認をしてください。その印鑑は竹本さんの印鑑ですか。
- **○証人(竹本 信力君)** 竹本って書いていますけど。(「コピーが不鮮明やもんね」と呼ぶ者あり) うん。(「コピーで不鮮明ですからね」と呼ぶ者あり) 多分、私の、私だと思いますけど、ほかに竹本っていない(聴取不能)。
- **〇委員長(武道 修司君)** それを押した記憶はありますか。その書類に押した記憶はありますか。
- **○証人(竹本 信力君)** ないです。とにかく、印鑑を押してたのは下田が押してたので。たぶん、 そのときの印鑑がこれだと思います。今日持ってきたんですけど、印形がこう見ると、ちょっと 比べてみて。
- ○委員長(武道 修司君) それは、下田さんに預けていた印鑑ですか。
- ○証人(竹本 信力君) そうです、この白いケースも下田くんがつけたんです。わたしはシルバーのケースをつけています。あの、ワンタッチの。で、シールはこれは尾崎くんが打ってくれたのを、今、シダックスに行ってから、わたしは竹本って貼りましたけど。この印ケースの白も下田くんが産業課でつけて、机の中に入れてたと思います。決裁に使っていた印鑑です。印形同じやろ。同じやろ。
- ○委員長(武道 修司君) いや、いいですよ。すみません。すみません。
- **○証人(竹本 信力君)** わたしが普段自分が使っている印形は、さっき言いました、100均に 売っているちっちゃい印鑑です。これは大きいです。念のために今日持ってきましたけど。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。
 私のほうからは以上で、あと委員のほうから何か。宗委員。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 幾つか確認させてください。 まず、経歴ですが、令和5年までが再任用職員として液肥センターにいたんですね、令和5年。

ちょっとそこが、何か今の質問で曖昧になって、書類を見ると、令和5年までは竹本さんの起案 書があるんですよ。令和6年になるとなくなるから、私は令和5年まで役場の再任用職員で、令 和6年からはシダックスさんかと思っていました。

- **〇証人(竹本 信力君)** そうですね。今、僕は2年目です。
- **〇副委員長(宗 裕君)** やっぱり間違いないですね。ありがとうございます。
- 〇証人(竹本 信力君) 5年の3月。
- 〇副委員長(宗 裕君) これ……
- 〇証人(竹本 信力君) 6年の3月。
- ○委員長(武道 修司君) 6年の3月ですよね。
- **○副委員長(宗 裕君)** 6年の3月なんです。
- 〇証人(竹本 信力君) 6年度、7年度……
- **○副委員長(宗 裕君)** 6年の4月からはシダックスさん。ありがとうございます。その確認をしたかったんです。ありがとうございます。

2点目です。起案するためには、普通であれば起案者が役場のパソコンを使って文書を作ると 思うんですけど、竹本さんは液肥センターに再任用職員として勤務している間に、パソコンで、 御自身で文書を作成したことはあるんですか。

- ○証人(竹本 信力君) あると思います。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 全くないわけではないですね。
- **〇証人(竹本 信力君)** はい。全然ないわけではありません。
- O副委員長(宗 裕君) ありがとうございます。

最後に、私からもう一つ質問させてください。下田さんに印鑑を預けていたということで……

- 〇証人(竹本 信力君) 米谷君……
- ○副委員長(宗 裕君) ええ、米谷君。その、出勤簿とかに判こをつく都合があるから、預けること自体は、私、悪いことではないと思うんです。仕方がないから、便宜のために。それで、預けたことについて、どうも竹本さんがよく記憶がない、いろんな起案書等の文書にも竹本さんの判こがあるようなんですが、そういうことは下田さんに、押してもいいよというふうに竹本さんからお願いしていた、あるいは押した後に、こういうのを押させてもらったからというふうに、下田さんから一々報告があったんでしょうか。
- 〇証人(竹本 信力君) (聴取不能)。
- ○委員長(武道 修司君) マイク。
- **○証人(竹本 信力君)** 失礼しました。私が押してくれと頼んだことはありません。ただ、下田 のほうが、修理とかいろいろあって決裁があるけ、印鑑もらいましたとか、でも、それが何なの

かっちゅうのを私は手元で見ていないので、申し訳ないんですけど、丸投げっちゃ丸投げじゃないかと言われたら、もうどうしようもないんですけど、具体的に何と何を押したのかっちゅうのは、私はもう覚えていないんですね。

- **〇副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。
- **〇証人(竹本 信力君)** 下田君は全部役場でほとんどしていたんで。

裕君) ありがとうございます。

- そうすると、下田さんが何の、一言も何にもなく勝手に押していたというよりは、事後報告か もしれないけど、押したよという声かけはあったけど……
- 〇証人(竹本 信力君) (聴取不能)。

〇副委員長(宗

- **○副委員長(宗 裕君)** ええ。具体的なその書類の内容が何で、こういうことだから押させてもらったという説明まではないと。内容の説明はなく、印鑑を押したという事後報告だけはあったようだということですね。
- ○証人(竹本 信力君) 内容を聞いたことはあると思います、私も。ただ、自分が記憶、もう覚えていないだけで。というのは、下田君は、まあ、この場だから言いますけど、とても事務がルーズです。で、もう書類をいっぱいため込んで、これ、関係ないかも分かりませんが、関連があるのでちょっと申し述べますけど、実際に故障あるいはトラブルが発生しました。すぐ対応しないんですね。もう何か月もたってから文書を起こしたりとかしますけど、本人はそれじゃあ間に合わないから、どこかしてくれる業者を探さないけんみたいなことをブツブツ言いながらしよったけど、実際の事務処理っていつも後手後手に回っているんで、どれがいつの時期かというのは分からないんですよ。本人も多分、分からないぐらいだと思います。それぐらいちょっと事務がルーズなところがあるので。そんな感じですね。
- **○副委員長(宗 裕君)** ちょっと質問やめようと思ったんですけど、重要な証言が出たんで、 端的に(聴取不能)。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- ○副委員長(宗 裕君) 私も情報開示で出た、あるいは委員会の資料要求で出た契約関連の書類を見ていて強い疑念を持ったんですが、下田さん、全部緊急で、急いで直さなきゃいけないって言うんですよ。だけど、何か契約とか完了は随分日にちがたっているのが多いから、つじつまが合わないなということで、強い疑念を持っていました。先に現場で作業を完了しているのを、後から起案書を作って、契約書を作って支払いをしているというケースが多数あるんではないかという、これ、私の疑念ですけど、疑念を持っていたんですけど、そういう事例に何か心当たりはありますか。
- **〇証人(竹本 信力君)** 全くそのとおりだと思います。私たちも、私も随分と下田君には言いま

した。まず、上司、最初は鍛治君が課長でした。産業課長、鍛治でした。鍛治君が課長で、その後、古市君に替わったんですけど、まずトラブルが起こったら、真っ先に本庁に行って、まず上司に相談して、最悪、副町長、まあ、町長は忙しいんでいないでしょうから、副町長までにはちゃんと話ししとんかと言って、いっつも僕はずっと口を酸っぱくして言ってきたんですけど、うん、まだ言ってないとかね、もうそういうことが度々あったんですよ。

なので、課長や副町長も知らないことももちろんあろうかと思いますけど、いや、でも、僕が それを言うと、うん、課長には話を通しとう、財政課長には、当時元島君でしたけど、財政課長、 元島君が財政課長で、財政課長と古市さんには話を通して、副町長には話をしとうとか(聴取不 能)、いつも後でね、後手後手で回っていたんで、実際にもう、すぐ臨機応変した対応というの はほとんどしていなかったような、今、宗議員がおっしゃるとおりです。それは私も、もう常々、 彼に言ってきたことですけど、そういう状況でした。

- **〇委員長(武道 修司君)** ちょっと、吉元委員もいろいろとあると思うんで。
- **〇副委員長(宗 裕君)** いや、ちょっと関連で。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** そうすると、起案も契約も、起案して決裁して、契約書も作らないまま、先に発注しているということは重大な法令違反だと私は思うんですけど、個別の案件に関しては分からないですけど、そういうことが多々あった可能性が高いという証言だということでよろしいですか。
- **〇証人(竹本 信力君)** そうですね、具体的に何か……
- **〇委員長(武道 修司君)** すみません、マイクを。
- ○証人(竹本 信力君) 具体的に何かと言われると、私もちょっとはっきり確証はありません、 正直言って。でも、今、宗副委員長がおっしゃるとおりで、もう何か先にしないと、彼の口癖は いつも、打合せして、ちゃんと書類とか起案とかちゃんとしとんかっちゅうて、自分はよく言っ ていたんですけど、そんなんしたら間に合わんけえ、先に運転を止められんけえ、業者のほうに、 みたいなことは言っていましたね。そういうような状況でした。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。十分です。
- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) すみません。起案をした方が、大体開封の立会いに入っている 資料で見ると、竹本さん、やった、やっていないという、今、証言がやっていないのが多いかも しれないという証言だったんですけれども、逆に契約交わすときの書類の開封の同席も竹本さん になっているんですけども、それもほとんど立ち会っていないということなんですかね。
- **○証人(竹本 信力君)** それはですね、したものもあるかも分かりませんが、していないものも

あると思います。それ以上、ちょっと申し上げられません、確証がないんで、自分自身の記憶も。 適当なことを、ちょっとこの委員会で言えませんので。すみません。

- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 質問をちょっと変えて、2年間の産業課、液肥施設での勤務の際に、約25件ほどの起案をやられています。エス・ティと(聴取不能)の中で、今、初めて多分言うとは思うんですけど。その25件の全てに立会いになっているほどの立会いは、記憶の中であったのかな、なかったのかというのを簡単で、お願いします。
- 〇委員長(武道 修司君) 証人、どうぞ。
- **○証人(竹本 信力君)** 今、吉元委員から25件と聞かれて、自分はそんなに仕事したかなと一瞬思いました。結論から申し上げますと、ないですね。

それと、関連があるのでちょっと言いますけど、僕と米谷君は、彼に言わせると、米谷君も竹本さんも仕事をいっそしないんだというふうに、私は本庁で言われていたと、ほかの職員から聞きました。いや、下田がいつも仕事せん、仕事せんっちゅうて、俺が何もかもせないけんと言っていました。それを私、もう、どの職員とはちょっともう言えませんし、定かじゃないけど、そういった私が25件もの議案や、その書類がとてもできるとは思えませんし、記憶にありません。以上です。

- ○委員長(武道 修司君) いいですか。ほかに。工藤委員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) どうもお疲れさまです。今までの話を聞いて、先ほど竹本さんのほうから、下田君が非常に仕事がルーズだと、結局、すぐやらなければいけないことを先送りをして、この理由書には、緊急性だとか、早急にという言葉で上がっているわけですよね。ということは、今回、この委員会ができたのが、特定業者による随意契約が多いんではないかという、そういう疑念から始まったんですね。そうなると、結局、そこまで引っ張っていて、緊急性ということで、今、この業者さん、エス・ティ・産業さんにするべく、その状況をつくっていたんではないかなと、ちょっと私自身、思ったんですが、そのあたりは、すみません、竹本さんの感想というか、一緒に仕事をしていて、どんなふうに感じていたのかな。お願いします。
- ○証人(竹本 信力君) 分かりました。その件ですけど、私の記憶では、下田は、さっきも言いました、事務処理はとてもルーズで、もうすぐ臨機応変した対応、上司に対しての報告、それに決裁も含めて、起案とか書類も全てなんですけど、そういった状況で、尻に火がつかないとできないと。火がついた後に緊急性というような書類、よく作っていました。これは、私、自分自身が言われたから言いますけど、都合の悪いのは私の名前にしているというのも、私、ほかの職員から聞いたことがあります。

あるいは支払い、一つは支払いが遅れている。あるいは、もうずうっと、数か月たってから緊

急性が高い。今、工藤委員さんがおっしゃるですね。それとか、もう工期が間に合わない、遅れているとか、そういう都合の悪いのは私の名前になっているよというのは、私はほかの職員からも聞いたことがあります。それに対して、私は下田に、それを文句言ったこともありますけど、おまえ、都合の悪い話だと俺の名前にしとるらしいのと、いや、そんなことしてないよというような、いつものとぼけた顔をして、そういう回答でしたけど、そういった状況でしたし、私の感想としては、悪いと思います。いいか悪いかと言ったら、悪いと思います。やっぱり緊急性の高いものは臨機応変して、事案が発生した時点で動かなくちゃならないと思うし、できることとできないことは当然あろうかと思いますけど、その仕事をするのが職員じゃないかと私も思っておりますので、今、工藤委員さんのおっしゃるとおりだと思います。感想としては。

- 〇委員長(武道 修司君) 工藤委員。
- **〇証人(竹本 信力君**) よろしいでしょうか。
- ○委員(5番 工藤 久司君) ちょっと、この緊急性ということで、特定業者に緊急性という形でやったんではないかなという、そういう、ちょっと思いがあります。そのあたりだけ、もう一度、すみません。どんな状況。それと、竹本さん、すみません、要するに、その緊急性ということで1者随意契約でしているんですよね、たくさんですね。ですから、本当にその時点で臨機応変にしとけば、1者随契ではなくて、ちゃんとした見積り入札であるとか、そういうものも、今の話を聞く限りですね、ちゃんとした事務手続が踏めたんじゃないかなと思うんですが、そのあたりも含めてお願いします。
- ○委員長(武道 修司君) お願いします。
- ○証人(竹本 信力君) 今、工藤委員さんのおっしゃったとおりでありまして、いつも尻に火がつくまで何もしなくて、緊急性といって1者随契、これ、財政課、私の記憶では、財政課管理係あるいは財政課長から、当時、元島君でしたけど、その件は言われたことが何回もあると思います。緊急じゃないやないの、緊急やったら何で、今、出してくるのと突き返されたこともあります、多分、私の記憶では。それと、私は1者随契って、今、工藤委員さん、言いましたけども、その関連ですけど、私は常々元請の九電工あるいは下請の松山建設、言うべきじゃないかと。まず、やっぱり元請あるいは直接関わった下請の大手の業者さんにしないと、町内にできる業者はいないと私は思っております。専門業者はおりませんので、機械に関しての。なので、大手であれば、それなりの専門業者を手配可能ですので。

それと、その関連があるので言いますけど、あそこの第二センターのプラント、機械の中が壊れたときに、一回、下田君が、どこかな、ツルマルか、ちょっと名前がはっきりしませんけど、メーカーがあるんですけど、メーカーに直接材料を入れようとしたことがあります。はっきり断られました、九電工を通してくださいと。それは、私、はっきり覚えています。だから、私が、

そんなん直接メーカーに言うて、メーカーが品物を卸すわけないやろうと。だから日頃からちゃんとした業者を、ちゃんと入れなさいっちゅうて言いよるの、お前が尻に火がつくまで何もせんけ、こういう状況やないかっちゅうのは、私は常々、彼に言ってきましたので、今、工藤委員さんから御指摘された、そのとおりだと私も思っております。

○委員長(武道 修司君) よろしいですか。池亀委員。

以上です。

- ○委員(14番 池亀 豊君) 質問します。特定業者との随意契約に関する調査特別委員会は、本日第8回目ですが、18日の第6回では、都市政策課から説明がありました。都市政策課から何名かの方に説明を受けましたが、その中で、今の前の課長が出席され、特定業者に偏りがあったという説明がありました。それで私は、その偏りはいつからあったのかを確認するために、その偏りは前の課長のとき、あなたの前の課長のときからありましたかと質問しました。前課長の答えは、私の前の課長というよりは、それ以前から特定業者への偏りはありましたとのお答えでした。この前課長がお答えになった特定業者への偏りは、竹本さんが都市政策課の課長であったときからありましたか。また、前課長のおっしゃるように、竹本さんの前の課長のときから特定業者への偏りがありましたか。
- ○委員長(武道 修司君) 竹本さん、お願いします。
- ○証人(竹本 信力君) これまた随分、また昔、前の話になるんですけど、特定業者の偏りがあったかということではございますけど、特定業者といってもいろんな業者があると思うんですよ。なので、私が課長でいたとき、その当時の書類とかを皆さん資料要求されて確認してもらえば、大体、その住宅に関することは、悪い言い方すれば偏っているような感じですね。よく言えば、主にそこを使ってたっちゅうか、そこが迅速でしてくれるとかいうようなことも含めて発注していたと思うんですけど、具体的な、その特定業者もいろいろあると思うんで、具体的にはちょっと分かりませんけど、私の前は久保和明さんが初代の都市政策課長でした。皆さん、御存じと思います。産業課に(聴取不能)、久保さんが課長だったので、その当時から大体、業者については、住宅やったら、こういった、例えば、建具やったらここにお願いしよう、あるいは屋根とかやったらここにしよう、片づけとかごみ掃除、個人ができないようなところだったらここにしようというのは、それがある意味偏ったということになるのかなと思いますけど、そういったことは私の以前からあったと思います。
- **〇委員長(武道 修司君)** いいですか。ああ、そう言ってくれた。ああ、よかった。すみません。 ありがとうございます。

なら、次に質問を受けたいと思います。田原委員。

○委員(4番 田原 宗憲君) 一応、竹本さん、起案の物件が25件ぐらいあるんですね。その

中で、なかなか職員の方に本音を聞ける機会がないので、ちょっと聞きたいんですが、この見積りの立会、立会ですね、立会と開封場所が、例えば、液肥センターとか、何ですかね、産業課とか、どこでしていた、この都市政策課の分はもういいから、産業課の分に関して、竹本さんが起案者のという名前があるんですね。その中で開封を恐らくしていると思うんです。この開封が、例えば、どこでしたのか、何回か、例えば、立ち会ったことがあれば、どこでしたか、どういうふうにしたかというのをちょっと聞きたいんですけど、よろしいですか。

- ○証人(竹本 信力君) 今、田原委員がおっしゃった、開封、立会の話、開封、立会については、 私が記憶しているもので、覚えている、したな、したよねと覚えているものは、液肥センターの ほうでしたことがあると思います。でも、それは私が開封してしたんではなくて、書類は全て下 田が出して、下田が郵便物を受け取って、それを開封して立会してくださいみたいな、印鑑押し てください、立会してくださいといってしたことは何度かあると思います。産業課に来て開封、 わざわざ来て開封したっちゅうあまり記憶はないと思うんですけど、液肥センターは何件かある けん、ひょっとしたら産業課、私がたまたま来とって、そこに下田もおって、その場でしたこと もひょっとしたらあるかも分かりませんが、25件も私、起案していませんし、そんなに立会し ていないと思いますよ。それは正直なところです。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 一応25件の名前があるので聞いてみたんですが、基本的には、 開封は本庁かなというふうに思っていたんですが、この1者、何というんですかね、自分の想像 では業者が、おのおのの業者が、例えば、2者とか3者で見積りしたときに、おのおのが例えば 持ってきていたのか、それとも1者の業者がまとめて持ってきたのか、そこまでもし答えられる んだったら、実際見たことあるとか、そういうのがあれば、ちょっと聞いてもよろしいですかね。
- **○証人(竹本 信力君)** それは覚えていないですね。下田くんが全部していたので、下田に聞いたほうがいいと思います。私は受け取ったことはありません。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- **〇委員(4番 田原 宗憲君)** 今、私が質問した中で、液肥センターで一応開封をしたことがあるということでよろしいんですかね。
- **○証人(竹本 信力君)** 開封、私は、開封はしておりません。下田が開封をしたことはある、ことはあると思いますね。ただ、どれを何か、産業課でしたかって言われたら、もう、そこまでもう記憶は私、ないんですけどね。
- ○委員長(武道 修司君) 田原委員、いいですか。宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** 私も役場での実務経験がないんで、そもそも見積書の開封って手続がよく分からないんですよ。書類を見る限りは、見積書の開封は、必ず役場の職員2人の判こが

あるんで、2人の立会いの下に開封することになっているように書類上は見えるんですよ。だから本来のルールは、封筒に入れられて、ちゃんと封をされていて、中身の見えない見積書を2人が立ち会った場所で間違いないと開封するのが正規の手続だと思うんですけど、今の竹本さんの話を聞いていると、そういう立会いはしていなくて、下田さんが勝手に開封したのを後から見た程度のように聞こえるんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

- 〇委員長(武道 修司君) 竹本さん。
- **○証人(竹本 信力君)** 今、宗副委員長さん言った開封の件ですけど、私がおるときに封切りを したこともあるかと思います。でも、基本的にもう封切りは下田がしとって、これ、印鑑お願い しますみたいなことが、さっき田原委員に言いましたけど、それが大体大半だったんじゃないか なと思いますけど。
- **○副委員長(宗 裕君)** いや、封切りに立ち会わなきゃ意味がないと思うんですけど、立ち会っていないこともあり得るということですね。
- **○証人(竹本 信力君)** そうですね、そういうことです。だから、私に記憶がないっちゅうこと はそういうことですよ。あり得るということです。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 一応、書類上、形式上では、開封場所とかいう、一応、資料の中にあるんですが、基本的には、それはもう本当に形式上であって、何というんですか、見積書を、1者だったら、ほかの、もう恐らくそこに仕様書とか設計書とか、全く金額同じ物件とかあるんですよね。だから、基本的に形式上の開封であって、開封はしなくてもそのまま書類を作ったっちゅう、(聴取不能)ですね、というような、もう形式上だったということもありますよね。その……
- ○証人(竹本 信力君) あると思います。
- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) ちょっと、その内容は、面白かったので、今ちょっと計算したんですけど、4年しか、今、簡単にぱっと足し算してみて、開封しなきゃいけない、要は、契約が全部で20件あります。下田さんが起案している分と竹本さんが起案している分しかないです。その中で、下田さんが起案している分も全て竹本さんが開封になっているので、令和4年だけでも20件あるんですよね。それで、そこまで立ち会ったことがないということは、ここに立ち会いましたという印鑑を押されている内容は、間違いというか、不正に使われているおそれがあるんじゃないかというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。
- **○証人(竹本 信力君)** そうですね。証拠っちゅうか、確証はありませんけど、私が二十何件、 あなた、立会いしたかって言われたら、してないと思います。いいですか。

- ○委員長(武道 修司君) ほかによろしいですか。宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** 重ねての質問で申し訳ない。竹本さんの今の証言で、証言と書類の 矛盾点を感じるところがあるので聞かせてもらいます。

竹本さんは、工期が遅れたり、支払いが遅れたりして、トラブルというか、問題が生じていたと、そういうことが多々あったというふうにお話になったんですけど、私が起案から契約、検査、支払い、完了までの書類を見る限りは、工期が遅れたり支払いが遅れたりしたケースは記憶にないんですよね。ほぼ、契約書がない、10万円以下もありますから、それは分かりませんけど、契約書がある分はほぼ契約期間中に完了届出ているし、支払い伝票を見ると、業者から請求書が出てからちゃんと期間内に払われているし、ですから、そういう事案は私の記憶の限りはないんですよ。ただ、竹本さんがそうおっしゃったということは、つまり本来作らなきゃいけない書類が全くできてなくて、だけど先に現場で仕事だけが終わっとって、早くお金を払わなきゃいけないのに、つまり先に契約書もなく修繕作業等をしていて、あとから書類を作っているということだと、そういうことがあり得るんですけど、書類を見る限りは、工期の遅れや支払いの遅れは気がつかないんですけど、その辺はどのように思いますか。

- ○委員長(武道 修司君) 竹本さん、お願いします。
- ○証人(竹本 信力君) 自分の思ったこと、言っていいんですよね、確証がなくても。私が思うには、数字のマジックを使ったんではないかと、これももう、あくまでも憶測ですけ、はっきり言えませんけど、数字の遡りをしたんではないかと。以前、議会でも、私、記憶があるんですけど、職員がよく3月31日付、3月25日付で、実際にはずっと後などの日付を遡って、それで検査調書が出ているというようなことを議員さんが質問されていた案件、私もそれは少し覚えておりまして、全くそのとおりと同じようなことをしたんではないかなと。数字のマジックで、書類上はあっているんではないかなと思いますけど、実際には、作業が先になったことは、間に合わないからっちゅうのを度々下田から聞いておりましたし、実際やっていたと思います。ただ、いつ、何を、どういう作業をしたかっちゅうと言われると、私も確証がありませんので、あくまでも憶測でしかありませんけど、数字のマジックかなと思います。
- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- **〇委員(13番 吉元 健人君)** 次、来られる吉元さんに聞こうと思っていたことだったんですけども、今、そういう内容になったので、ちょっと聞きたかったので、いいですか。
- ○委員長(武道 修司君) はい。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 多分、竹本さん、今、手元に資料がなくて、僕ら資料があるので、ちょっと簡単に言うと、令和4年の10月19日に、コマツの散布車の部品を交換したという起案が上がっています。これ、10月19日に起案を上げているんですけど、もう日記等のも

のの中に、工事をした日は10月11日ってもう分かっているんですよね。ということは、工事を行った後に起案をした、これ、レアケースであるとは思うんですけれども、そういうことが多々あったという、今、証言の中と、あと別に、まだする前からもう先にやったっちゅう、今、その数字のマジックという、両方やっていると思うので、多分、竹本さん的には憶測だと思うと言われているんですけど、ある程度、その、感覚的にそういう事案とか、竹本さんの名前を使われていろいろやられたという、何となくの実感というのはありますか。

- 〇委員長(武道 修司君) はい、(聴取不能)。
- ○証人(竹本 信力君) 今、吉元委員さんから聞いて、私、びっくりしたんですけど、散布車って、クローラーのことですかね。私、クローラーの修繕あるいは修繕(聴取不能)に一切立ち会っておりません。立ち会っていない私が起案できるわけないじゃないですか。それは後で、うちの先輩の吉元一也さんが来ると思うんですけど、吉元さんに聞いてもらってください。私、立会いもしておりません。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 話を聞いていると、多分、起案に……
- ○委員長(武道 修司君) ここにも書類があるんで。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 関係ないなと今ちょっと思ったので、聞いてみたら、全く……
- ○証人(竹本 信力君) 立会いもしていない人間が起案とかできるわけないし……
- ○委員(13番 吉元 健人君) できないですよね。
- 〇証人(竹本 信力君) 以上です。
- ○委員(13番 吉元 健人君) ありがとうございます。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** 今、吉元さんが助け舟を出してくれたんで、私もその件を聞きます。 今日はその契約、修繕が重大な案件になると思っていて、委員長、そこ、手元にあるんですよね。
- ○委員長(武道 修司君) あります。
- **○副委員長(宗 裕君)** 竹本さんに見ていただいたらいいんじゃないかと思って、この書類、 記憶があるか、この内容、記憶があるかということで、それでね……
- ○委員長(武道 修司君) あっ、吉元委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** 局長に原本を用意してもらっている、情報開示で出てきた。今、ほかのは全部コピーだから、不鮮明だから、原本を見てもらおう。
- ○委員(13番 吉元 健人君) (聴取不能)見た記憶がある(聴取不能)ないと(聴取不能)。
- **○副委員長(宗 裕君)** いや、それ、写真もついているし、竹本さんの判こが、起案も竹本 さんだし、見積りの開封立ち会いも竹本さんだし、事項確認、完了検査の立会いも竹本さんだし、 全部、竹本さんが関わったことになっているんですよ。(発言する者あり) だから今まで、記憶

が定かではないから、立ち会っていないと断言できないっておっしゃっていましたけど、その件 に関しては立ち会っていないって断言できるという理解でよろしいでしょうか。一切関わってい ない、立ち会っていない。(発言する者あり)

- **〇証人(竹本 信力君)** 修繕……、今のこの契約についてなんですけど、これは、私、もう本当、 根も葉もない、何でもう一人、私が、クローンがおるかなと思うぐらい。
- **〇委員(13番 吉元 健人君)** そうなりますよね。
- **〇証人(竹本 信力君**) はい。私が立ち会って……
- **○副委員長(宗 裕君)** だけど起案も竹本さん、見積り開封立会いも竹本さん、見積り開封 の書類の起案も竹本さん、完了検査は、検査権限は古市課長だから古市課長が検査して判ついて いるけど、その立会人も竹本さん、全部竹本さんなんですけど、重要なところの立会いは。
- **○証人(竹本 信力君)** 私が、今、重点的にチェックしたのは、私が起案したかどうかというのを、これ見てたんですけど、ここに書いている字は、これ下田大吾郎の字です。
- **〇副委員長(宗 裕君)** あっ、手書きの字があるんですか。
- **○証人(竹本 信力君)** はい。手書きの字があります。私の字ではありません。これ、筆跡鑑定 してもらったら分かりますけど。
- **○副委員長(宗** 裕君) ああ、日付が手書きだったりしますもんね。
- ○証人(竹本 信力君) いや、日付じゃなくて、件名とか……
- **〇副委員長(宗 裕君)** 件名は、そうですね。
- **〇証人(竹本 信力君)** 件名でも手書きで書いているんですけど。
- **○副委員長(宗 裕君)** ああ、ごめんなさい。私、手元にないんで記憶がないんですけど、 なるほど。
- 〇委員長(武道 修司君) 件名。
- ○証人(竹本 信力君) これに、すみません、マイク。手書きで書いているこの起案の文字が、 私の筆跡ではありません。これ下田君の字ですね。(「もう、していないんですよ」と呼ぶ者あり)そう、していないんです。もうはっきり言ってしていないんですよ。もう知りません。 (「(聴取不能) 竹本さんの名前が使われているんですよ」と呼ぶ者あり)文章の打ち方も、これ、私の打ち方じゃありませんので。
- 〇委員長(武道 修司君) 池亀委員。
- **〇証人(竹本 信力君)** これ、立会いも何もしていないんですよ、これ、知らんです。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** ちょっと雑談タイムが続いているみたいなんで、委員長。
- 〇委員長(武道 修司君) はい。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** 雑談タイムが続いているみたいなんで、ちょっと、私、トイレ

行ってきます。

- 〇委員長(武道 修司君) はい。
- 〇副委員長(宗 裕君) 委員長、次の質問いいですか。
- ○委員長(武道 修司君) はい。ちょっと時間の関係がありますんで……
- **〇副委員長(宗 裕君)** 私は、あと2つ聞いたら終わる。
- ○委員長(武道 修司君) はい。よろしくお願いいたします。
- ○副委員長(宗 裕君) 数字のマジックっておっしゃったのは、要は日付を遡るってことですよね。10月になって9月の書類を作る、9月の日付で書類を作るとかいうことをやっているのを数字のマジックっておっしゃったんだと思うんですが、それ、日付を遡って不正な書類を作っているかどうかは、証拠がない限りはそうだって決めつけるわけにはいかないと私も思っているんですが、液肥施設に関しては、施設ですから、液肥の製造施設のほうは運転の日誌のようなものがある。クローラーのほうは散布の日誌の記録のようなものがあるので、例えばですが、クローラーが故障して修理中というふうに書類上になっているやつの、契約上、修繕記録のほうの書類はそうなっていても、作業日誌のほうは、そのクローラーが現場に出ていて、動いている記録が残っているということはあり得ますよね。というか、現場詳しいと思うんですけど、どのクローラーがどこに出ていてという作業日誌は当然あるんですよね。
- ○証人(竹本 信力君) クローラーの作業……、あっ、よろしいでしょうか。
- ○委員長(武道 修司君) はい。
- ○証人(竹本 信力君) 竹本です。クローラーの作業日誌って、今、宗さんおっしゃいましたけど、私、見たことないです。私たちは、バキューム車の日報は各人が責任を持って毎日つけております。小野石油で給油もしますけど、何か事案があったときは日報をつけるように私たちは日頃から心がけていますが、クローラーの日誌って、私、初耳なんですけど、もしあるとしたら下田君がつけていたんですかね。私は記憶ないですけどね、その日誌の。で、クローラーがどこに出たかって、ひょっとして……
- **〇副委員長(宗 裕君)** クローラーは誰が運転しているんですか。
- **〇証人(竹本 信力君)** クローラーは免許がないと乗れませんので、うちのメンバーの中では……
- **○副委員長(宗 裕君)** 包括でシダックスに委託しとっても、業務委託だからちゃんと記録 をシダックスが取っていて、役場に報告するという包括業務の契約になっていると思うから、シ ダックスが作ってなきゃおかしいと思う。
- **〇委員長(武道 修司君)** うん。だけ、それはもう、今、聞いても分からんよ。
- **〇証人(竹本 信力君)** あると思う。尾﨑君が持っているかも分かりません。

- ○副委員長(宗 裕君) それは竹本さんが……
- ○証人(竹本 信力君) 僕が知らないだけです。
- ○副委員長(宗 裕君) 担当していないから分からない……
- 〇証人(竹本 信力君) 私は免許もないので。
- **○副委員長(宗 裕君)** じゃあ、逆に、担当していて分かる、今のバキュームというのは、 液肥センターからクローラーまでの運搬車のことですね。
- **〇証人(竹本 信力君)** そうです、青いトラック……
- ○副委員長(宗 裕君) そうするとですね……
- ○証人(竹本 信力君) 3トン車、3トン(聴取不能)。
- **○副委員長(宗 裕君)** クローラーそのものの記録がなくても、2台動いてたら、違う方面 に行っているから2台動いているってのは分かりますよね。
- **〇証人(竹本 信力君)** 分かる、運転日報を見れば分かると思います、バキューム車の。
- ○副委員長(宗 裕君) クローラー2台しかないから、1台しか動いていなかったら、バキューム車も半分しか動けないし、だから1台動いているか2台動いているかは、バキューム車の運転記録でも分かりますよね。
- **〇証人(竹本 信力君)** 2か所で分かれて、私たちはバキューム車で、液肥を運搬、つなぎ込みを……
- O副委員長(宗 裕君) だからクローラーの……
- **〇証人(竹本 信力君)** そういうことがありますのでね。
- **○副委員長(宗 裕君)** 運転状況に疑念があれば、そういう記録と照合をすれば証拠が出る、 分かるんじゃないかということで聞かせていただきました。
- **○証人(竹本 信力君)** 運転、バキュームの運転日報と照らし合わせたら分かるんではないかな と思うけど、私がクローラーの担当ではないし……
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございました。
- ○委員長(武道 修司君) はい。
- **○証人(竹本 信力君)** 自分も運転しませんので、うちのメンバーで言ったら、それをちゃんとつけているって、もう尾﨑君かなと、責任者ですので。尾﨑伸介君が我々の現場の責任者です。 彼に聞いたら分かるかなと思うんですけど、私が知らないだけかも分かりません。 以上です。
- 〇委員長(武道 修司君) 工藤委員。
- **〇委員(5番 工藤 久司君)** (聴取不能)、あと一点だけ。今までの話を聞きまして、起案も していないのに印鑑をつかれている。先ほど緊急性ということで、事務的な手続がずさんなのに

緊急性ということでやっている。それも、ましてや財政課、企画財政課から、これ、緊急性ではないだろうと突き返されている例もあるって話をしていたと思うんですね。でも、それでもこの起案書が通って、課長印が押されて、なおかつ、時には副町長、町長の印鑑まで押されているわけですよね。そこに関して、今この資料を見て、私は言っているんですけど、先ほど竹本さんのも、ちょっと、若干見たと思うんですけど、そういう形で、ルールが守られずに起案書が上がって、決裁されているということに関して、今、知ってどう思いますか。

- 〇委員長(武道 修司君) どうぞ。
- 〇証人(竹本 信力君) いいですか。
- 〇委員長(武道 修司君) はい。
- **○証人(竹本 信力君)** はっきり言って駄目だと思います。悪いと思います。順序が逆でもあるし。何か結果よければすべてよしみたいなところが多々あるようですが、基本的には駄目だと思います。

以上です。

○委員長(武道 修司君) いいですか。よろしいですか。よろしいですかね。

竹本さんに一つお聞きしたいと思います、最後ですね。本日のこの会議、秘密会にしています。 この秘密会で、次のというか、ほかの方にも、本日はないと思うんですけど、違う場面で質問と かをした場合、今日の証言を基に質問したりとか、そういうことが出てきます。

それで、本日の、これはもう、今、傍聴ができないように秘密会にしましたが、内容について は秘密会の解除をしたいというふうに我々は思っているんですが、その点について御了承いただ けるかどうかを確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。

- 〇証人(竹本 信力君) (聴取不能)。
- ○委員長(武道 修司君) よろしいですか。
- ○証人(竹本 信力君) 私もありのまま、自分の曖昧な記憶もありますけど、(聴取不能)。 私も、曖昧な点も、自分の記憶がはっきりしない、確証のない部分もありましたけど、一応ありのままを自分なりに答弁したつもりですので、今の情報開示、必要に応じてとおっしゃいましたけど、それは私は隠す必要はないと思っておりますので、どうぞ……。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。
- 〇証人(竹本 信力君) 以上です。
- **〇委員長(武道 修司君)** 以上をもちまして、竹本さんの証人喚問を終わりたいと思います。 ど うもありがとうございました。長時間、御迷惑かけました。

では、ここで一旦休憩といたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時18分再開

〇委員長(武道 修司君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

証人の吉元さんにつきましては、お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。ちょっと時間が思った以上にかかりまして大変お待たせしました。申し訳ございません。

それでは、ただいまから証人喚問を行いたいと思います。

まず、最初に私のほうから証言に対してのお話をさせていただきたいと思います。虚偽の証言 は偽証罪の対象となりますので御注意をください。

次に、第2項において、準用する民事訴訟に関する法令の規定により、宣誓した選挙人、その他の関係者が虚偽の供述をしたとき、先ほどの偽証罪、虚偽の発言をした場合は、3か月以上5年以下の拘禁刑に処するということが地方自治法第100条第7項に記載されていますので御注意をお願いいたします。

証人の方に御確認をいたします。手元に文書を置いていますが、宣誓の拒否、証言の拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言の拒否をした場合は虚偽証言を行った場合と同じように 罰則がありますので御注意をお願いいたします。

それでは、宣誓をお願いをしたいというふうに思いますので、委員と証人の方は御起立をお願いたします。

では、すみません、証人の方はその文章をお読みください。

- **〇証人(吉元 一也君)** 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。令和7年7月29日、吉元一也。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。どうぞ皆さん、御着席ください。

証人の方は署名と捺印をお願いいたします。

それでは、証人の方に質問を始めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 まず、氏名と住所と現在の職業をお願いいたします。

- **○証人(吉元 一也君)** 吉元一也、 [証人、住所を述べる] シダックス大新東ヒューマンサービス築上営業所液肥散布業務に勤めております。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。私のほうから共通の質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、最初に今までの簡単な経歴でいいのでちょっと御紹介をいただければと思います。

- ○証人(吉元 一也君) それは職歴ですか。
- ○委員長(武道 修司君) 職歴というか、議員時代の後からでも構いません。

- ○証人(吉元 一也君) 競輪選手を26年、その後、町議会議員を2期8年、株式会社吉博組──建設業です、そこの後に野中建設、それの後に液肥に入りました。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

液肥センターではどのような職種、どのような仕事内容をされていたのかを教えてください。

○証人(吉元 一也君) これは面接のときに僕はどういう仕事をしていますとまとめたのを元に 発表します。

主に人糞を液肥に製造し、それに関わる作業です。それをクローラーに積み込み運搬、または液肥の散布、液肥の流し込み、元肥、追肥、あとは流し込みに使用する止水板――止め板です、それと第1、第2の場内の草刈り、場内の立ち木の剪定、あとはまた中で牛ふんで堆肥を作っているんです。それの配達、攪拌機のレーンの管理、清掃等々です。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

早速ですが細かい話になりますが、令和4年の10月に先ほどクローラーの関係のこともちょっと言われていましたが、加圧ポンプの交換をしています。伝票を整理していく中で、この加圧ポンプの交換をした品物、早く言えばクローラーに乗っているはずの品物がその後オーバーホールをしている。そのオーバーホールも同じ基盤でしている。だから、当然、機械に乗っているものが、後でオーバーホールというのはできないのではないかなというのがちょっと疑問があって、この点について何か分かることがあれば教えていただければというふうに思います。資料をお渡ししましょうか。

- 〇証人(吉元 一也君) そうですね。
- **〇委員長(武道 修司君)** そっちあるかな。ある。事務局のほうから。(「さっき局長に持ってきてもらった、それだけ抜き出した原本があるから、そっちのほうが分かりやすいんじゃない。 それがそれだけ抜き出した」と呼ぶ者あり)

特にちょっと写真のところとか見てみられたほうが。(「写真はあれが一番鮮明。あれでも不 鮮明」と呼ぶ者あり)

吉元議員、ちょっと説明というか。

- ○証人(吉元 一也君) これ、散布車の加圧ポンプの取替えの写真なんですけど、このポンプ、これを新しくつけ替えたっちゅうところが、このポンプをつけたというふうになっているんです。その1か月後に、外したポンプをオーバーホールしてよいかという起案が回っているんですけれども、その番号がここちょっと分かりにくいですけど後ろに型番が、全く同じものを乗せているはずの(「2016……」と呼ぶ者あり)はい、乗せているはずのポンプをオーバーホールしたという。
- **〇委員長(武道 修司君)** これが両方ともエス・ティ・産業が工事をしているんです。工事とい

うか修理をしているんですけど、この修理自体が、今、こういうふうな番号が重なっているということで正確なものなのかどうなのか、実際どのようにしたかという、もし記憶があれば教えていただければというふうに思います。吉元さん。

- ○証人(吉元 一也君) これは、既存の、当時ポンプが壊れていたポンプを取り外して、そしてつける前に撮った写真だと思うんです。だから、この基盤のポンプはその当時クローラーに設置していますから、取り外したポンプをオーバーホールするのは、この時点でクローラーについているから不可能だと、この基盤の、2016年に473454という、僕はそこまでモーターの番号とかその時点で把握していませんけど、もしも、この番号のポンプをクローラーに設置しているのであれば、オーバーホールは当然できないの当たり前です。当然なことでしょう。クローラーについて、僕は次の日から僕はクローラーに乗って湊営農のショウジン墓地の裏のカネガヤさんの田んぼを散布しています。このように日記に書いています。どこに行った、どうしたというのを。このポンプを、状況説明いいですか。
- ○委員長(武道 修司君) はい、どうぞお願いいたします。
- ○証人(吉元 一也君) この日は、2022年の10月11日です、ポンプが壊れたのは。このときに、8、9、10で3連休だったんです。8日が土曜日、日曜日が9日、10日が体育の日で祭日で、よーい、どんでクローラーの稼働をさせたのが1発目なんです。その以前は流し込みといって液肥を干拓に流し込んでやって、第1発目で干拓の2号線、宗議員は分かると思いますけど(「分かります」と呼ぶ者あり)、カネガヤさんの田んぼです、ツツミさんのほろのハウスがある、あそこでやろうと思ったらポンプが回らない。そして、すぐに僕は尾﨑に電話したんです、尾﨑、ポンプ回らん、どうなっとる、ちょっと来てくれ。もうずっとタイムスケジュール、もう毎日どこどこにスケジュール入っているもんですから、ここでポンプをよくしないと大変。1台はヤンマーが稼働しています、ヤンマーのクローラーが。それには田村がオペレーターで乗って、ミズトリ、モトムラが第1班でよそに散布に行っています。

干拓のコマツの旧型、この故障したクローラーにはヤマザキがオペレーターで乗って、中内と 僕がバキュームで補給するようにしていたんです。

朝一、よーい、どんでポンプが回らないんで、これおかしいと尾崎に電話したら、普通いろんな仕事を言って何か月も忘れとったという下田大吾郎がすぐ電話してきて、今から業者が来る。今までそのクローラーが壊れたときは飯塚技建、コマツのクローラーだったらコマツのちゃんと整備士が来て、どこが悪いかとチェックして、幾らぐらい見積りがかかるかと言って帰っていたんです。それが、今から来ると言って来たのが、エス・ティ・産業の繁永哲也なんです。もう、それを見たときカチンと来て、どういう修理をするかなと思って、こうやって見とったら、自分の軽自動車からおもちゃのようなラチェットを持ってきて、これ、プーリーが悪いのかって言っ

て、プーリーをベルトを(聴取不能)、これおかしいでしょう。油圧の重機に乗った方は知って いると思いますけど、あれ油圧で動くんです。オイルがポンプに行っていないから稼働しないん です。稼働していてベルトが空回りするんやったらプーリーを貼って、プーリーをあれしてベル トを貼って稼働させるのは当たり前ですけど、ポンプ自体が動いていないのに何でベルトを貼る のかなって。そしたら、そのおもちゃのようなラチェットでこうこうしよって、もう見るのに見 かねて、おい、のいてみ、こんなおもちゃのようなラチェットを作ってつまっかって言って、僕 は自分のクローラーから工具を13か14のナットのボルトやったかレンチで緩めて貼ったんで す。ヤマザキ、エンジンかけ、回らないの当たり前ですよね。油圧分のオイルが行っていないん ですから。そして、早よう第1の場内に移動させれって言って、移動させて、昼から業者さんが 来るって。飯塚技建かコマツの業者さんかなと思ったら、エス・ティが連れてきたこの写真のお っさんです。紺色の作業服を着ていました。その人がこうして見て、ああと言って、最初のこの 写真に写っているのは、僕らはその修理の手順を知らないから、その人が最初にオイルのホース を外す作業はこの写真です。オイルのホースを外すのはそのおっさんがしたけど、あとの作業は 僕と中内がしたんです。もうオイル外した後に台座のナットを緩めて、17ぐらいのレンチだっ たと思う、それで緩めて、プーリーを緩めて、ファンベルトを外して、それで中内に、おい、フ ォークリフトに乗って来いって言ってワイヤーかけてしました。そして、何やかんや言われるか もしれませんけど、僕はこれだけの免許を持っています。フォークリフトに車両系です、(聴取 不能)で。これが玉掛けです。フォークリフトも持っています。それで、おい、フォークリフト 乗って来いって言って乗ってきて、ワイヤーかけれて言ったら、ワイヤーかけて、そして、つっ て、下ろして、下ろしたときに下田大吾郎が、こんなコテージをピンク色か赤っぽいコテージを 持ってきて、こうして取りよったんです。それを覚えています、鮮明にその色も。取りよった。 珍しいの、それはそうです。繁永哲也が来て、帰るときに、大ちゃん、俺、忙しいけ、ちょっと 来れんけ、お前ちゃんと写真撮っておけよって言って帰ったんです。それが、ちょうど受入れの 建屋の入口やったんです。それで繁永哲也が帰った後に、大吾郎がこうして珍しい写真撮りよう やないかといって、外して、つるのに、中内がフォークリフト乗ってつるのに、ワイヤーを長く してするけん、ばかやないんか、こんな長くしたらつりしろがないやないかって言って、僕が降 りてダブルでかけて、フォークリフトの爪に2本がけしてワイヤーを短くして、今度は乗せるの にそれだけ短くしないと乗らないでしょう。指でこう合図して、下げれ下げれ下げれって言って、 そのときにフォークリフトの爪がクローラーのタンクに当たりそうやって、おい、(聴取不能) ちゃんと見てせんか、下ばっかり見んな、上見てみって。指見れ、指見れって、俺の指差しずに 従えって、こうして、はい、止めるって言って、そして四、五センチのところで止めて、ボルト を突っ込んで、2か所仮止めして、(聴取不能)仮止めして、ゆっくり下ろして、ゆっくり下ろ

して、はいって言って、4本止めて、こうやって締めて、プーリーのベルトをして、最後にオイルの、オイルのホースが3本です。1本は短い、短いと細い。2本は同じホースです。1本は細いから分かって、あとの2本の順番が、おじさん、これどっちかねって言ったら、そのときこの来とったおじさんが、このホースはこっち、このホースはこっちって言って取り付けたあとに、僕が最後に作業が終わったら赤ペンキで塗ったんです、1個。同じ太さ。このとき自分で作業ができるように、覚えておくように、ペンキを塗って、そして、ちゃんと設置してカネガヤさんの漁港のところ、ショウジン墓地の裏側に3枚あるんです。そこまで僕がクローラーに乗って行って、でないと次の日、朝一、移動してしたら、それだけ時間が効率が悪いでしょう。だから、その時点でポンプが回るかどうか確認して、湊漁港のあそこのカネガヤさんの降り口の、畦畔の降り口までクローラーで行って、そして中内に後ろについてきてもらって、バキュームに乗って事務所まで帰ったんです。

次の日、もうカネガヤさんの3号線、あそこの湊の3枚は散布してます。そういういきさつです。

- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。鮮明に覚えていただいているようで、乗せ替えたこのポンプというのは、もともとその施設の中に予備としてあったポンプですか。
- ○証人(吉元 一也君) そうです。第1の車庫の一番左のバキュームの一番奥に。1つはイギリス製かイタリア製か、国産じゃないんです、1つのポンプは。2種類あって、どっちかが外国製なんです。プーリーの向きが逆なんです。だから、これで写真を見ると、このとはプーリーが向こうになっていますね。この後にプーリーが表の、とにかく両方のポンプが向きが反転です、取り付けるのに。1つは、現在ついているのはプーリーが奥です。だから、排出ガスのホースを手前にするか奥にするか、そこのとこがちょっと技術が要るというか、つっとって先にホースを入れてから下ろさんといけんやったなというのは、ちゃんと自分が作業したから覚えています。

だから、この17万幾らの金額が、自分が17万500円、内訳はちょっと分かりませんが、 これがエス・ティさんが、この業者さんが来てしたのはオイルホースを外しただけです。取り外 し、取り付け、設置は全部僕がしました。全部です。これはもう、うそ、偽りはございません。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。

それと、元議員というか、合併したときに同じ同僚でということで、一番、築上町の方向性を 出さないといけないときに一緒に議員をさせていただいて、やっぱり議員としての当時の立場も あると思うんで、議員の目線というか、今働きながらそういうふうな経験も踏まえて随意契約が かなり多いというのが現状あって、随意契約が多いなというようなことの中身を分かっているの か、それとも全然知らないのか、もし多いということであれば、それに違和感を感じたことがあ るのかないのか、教えていただければと思います。

- ○証人(吉元 一也君) この随契については全く知りません。知らなかったというのが本音です。 指名競争入札が広報とかホームページで見たら、前は何々設計さんが取った、何々建設さんが取った金額まで出ていたんです、広報紙で。ああ、どこどこ知っている業者さんが、ああ、あそこを取ったなというのは見ていたんですけど、それ以外随契というのは表に出ないじゃないですか。だから、一切、今度のこの事案が発生するまで、これだけのことを正直驚きです。随契という、うまくかくれみのを使ったなというのが本音です。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。私のほうからは、以上で質問を終わります。 皆さんのほうから何かあれば。宗委員。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 最初に質問させてください。

私、機械のことも少し分かるし、あと液肥センターは地元ですから施設もよく知っていますし、 あと散布場所を具体的に場所を言っていたらもう全部頭に浮かぶんで、今、証人の吉元さんが述 べたことをこういうことで間違いないですねという客観的な事実を確認させていただきたいんで す。

まず、1点目、日付です。この書類、竹本さん起案ですが、日付が、起案日が10月19日になっているんです。つまり、10月19日に初めて書類が作られて、それから契約とか修理とか全て始まっているんですが、今のお話聞くと、吉元さんの手元の日記によると、壊れたのは10月11日だとおっしゃっていて、もうその日のうちに直っているというお話だったんで、この書類は全て事が終わった後に後づけで作られた書類であるというのは間違いないですね。

- 〇証人(吉元 一也君) 間違いないです。
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。

あと、その日付を客観的に証明するものは、今、吉元さんの証言と詳細につけられた手元の日付が入った、今、日誌のノートを見せていただきましたから、私は間違いないと確信しているんですが、あと、それを証明するものとして、当然、シダックスの作業日報とかがあるんじゃないかと思っているんですが、吉元さんの手元の日誌以外に日付を証明するような、ほかに書類はありそうですか。

- **〇証人(吉元 一也君)** いや、ありません。このときがまだ22年は共立メンテナンスだったようです。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ごめんなさい、共立メンテナンス。
- ○証人(吉元 一也君) それで、どこどこ散布したというのは、これ2班に分かれていますから、 僕が散布した、流し込みしたというのは僕の行った現場であって、もう1班は越路に行ったり浜 宮営農に行ったりいろいろなんで、これを証明できる、日にちを証明できるというのは、恐らく その書類は残ってないかと思います、確認していませんけど。

○副委員長(宗 裕君) よく分かりました。ただ、この時期は私も農家ですから分かるんでけど、稲刈りが終わって麦まき前の希望が殺到する時期なんで、2台あるクローラー散布車の1台が1週間とか10日止まるだけでも大騒ぎになるので、私はもうすぐに直ってずっと2台稼働してたというのは、もうほかのいろんなことを突き合わせれば間違いなく分かると思っているので、吉元さんのおっしゃるとおりだと思っているんです。ただ、そこはいろいろ調べないと分からないということなんで、それはまた後日ということで、次の質問をさせていただきます。

あと日付が違う、その場で直ったということはよく分かったんですが、じゃあ、その作業を実際誰がやったかということなんですが、そこにある書類によるとエス・ティが契約を受けてやって17万円を取ったということになっているんですが、今の証言を聞くとエス・ティの繁永さんは来るには来た、でもすぐに帰った。あとエス・ティの繁永さんが連れてきた中年かな、初老の男性が1人いて、その方はどうも作業が終わるまでその場にいるのはいたんですよね。

- ○証人(吉元 一也君) はい、いました。
- ○副委員長(宗 裕君) ただ、その方がどれくらい作業しているかというと、最初に多分油 圧モーターの油圧ホースを外しただけで、それ以外の作業はしていない。この発注内容を見ると、 あくまで油圧の修理とか油圧モーターではなくて圧力ポンプの交換ですから、圧力ポンプの交換 に関しては、繁永さんが連れてきた人は一切やっていないという理解でよろしいですよね。
- **〇証人(吉元 一也君)** はい。一切というか、オイルホースですよね。それの取り外し、外したのはしました。
- **〇副委員長(宗** 裕君) 取り付けるときはどうなんですか。
- **〇証人(吉元 一也君)** 取り付けは私がしました。
- **○副委員長(宗 裕君)** やっぱり取り外しただけですよね。
- ○証人(吉元 一也君) はい、もちろんそうです。ホースを外しただけです。(「ホースをつけるのは」と呼ぶ者あり)私がしました。だから、間違わないように3本のホースの細いのをして、同じ太さだったので、自分が今度取り付けるときに間違わないように赤ペンキ塗ったんです。それが今年の3月か4月にメンテナンスを出すまでは、そのホースだったんですけど、返ってきたときが全部新品になっていたので残っていないんです。
- **○副委員長(宗 裕君)** よく分かりました。そうすると繁永さんが連れてきた作業員の方は 最初に油圧ホースを外すことだけをやっただけで、あとの全ての作業は吉元さんたち現場の作業 員の方が行ったということでよろしいですよね。
- ○証人(吉元 一也君) はい、間違いございません。
- **○副委員長(宗 裕君)** さらに今追加で重大な証言が出たんですが、この2002年、令和 4年の10月11日に故障してポンプを交換しましたが、もうその日のうちに直って、その後、

- そのポンプはつい最近ですか、つい最近点検に出すまでは一度も壊れていないし、一度も交換されていないし、一度も触られていないということでよろしいでしょうか。
- **○証人(吉元 一也君)** そうですね。だから、取り外したポンプは、いつまた取り付けたポンプが壊れるか分からないので、僕はその場で下田に口やかましく言いました。おい、こんなポンプ壊れるからまけんぞ、早うお前修理出しておけよということは言いました。そしたら、うん、そうやねっちゅうて、そのくらい生くら返事やった。
- ○副委員長(宗 裕君) もう一つ聞きます。この17万円の発注は、液肥センターに保管していた予備のポンプと交換したということになっているんです。それで、今、吉元証人の発言でも予備のポンプとバキューム車の車庫に保管してあった予備のポンプと交換したということで、それは一致するんですが、私がお尋ねしたいのは、予備のポンプっていうのはそもそも何台あるんですか。
- **〇証人(吉元 一也君)** 2台。だから2台あるのを1台交互に。
- **○副委員長(宗 裕君)** すみません、2台のポンプがあって交互ってことは、予備品は倉庫 に保管ですけど、もう一台はクローラーに取り付けられているってことなんですね。
- 〇証人(吉元 一也君) はい。
- **○副委員長(宗 裕君)** ですから、クローラーに取り付けられているもの以外のポンプは、 予備として常に1つ倉庫にあるだけですよね。
- ○証人(吉元 一也君) はい、そうです。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 今のお話で一番興味深いのは、そのポンプはイタリア製と国産で メーカーが違っているから形が違うんですよね。
- 〇証人(吉元 一也君) はい、違います。
- ○副委員長(宗 裕君) 形が違うから取り付け方法に工夫が必要で、私が最近クローラーが 液肥センターに停まっているのをフェンス越しに見て確認したんですが、今取り付いているのは イタリア製の圧力ポンプで、プーリーがタンク側について横から見えないタイプが今ついていて、 この修理の写真を見ると、故障したときは日本製の別の形のポンプがついていて、プーリーが手 前に見えるんです。だから、その日本製のプーリーが手前に見えるポンプが壊れたのを在庫品の 予備品のイタリア製の付け替えたらひっくり返して付けるから、プーリーが見えなくなる油圧ポ ンプをつけて、今現状もプーリーが見えないので、そのときのイタリア製のポンプがついたまま だと思うんですけど、そういうことでよろしいですよね。
- 〇証人(吉元 一也君) はい。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。私からは以上です。
- ○委員長(武道 修司君) ほかに。

- ○委員(5番 工藤 久司君) お疲れさまです。今まで話を聞いている限り、やはり起案が上がっている日付も違うし、作業もしていないのにこうやって起案を上げて支払われているわけですよね。それに対して吉元さんはどう思うのかと、この17万円、僕は全然作業のこととか機械のことは疎いので全然分からないんですけども、そもそもこの17万円という金額自体どうなんでしょうかということと、やはりこういう起案が上がって払われていることを目の当たりにして、どういう思いなのかをお聞かせください。
- **〇証人(吉元 一也君)** この17万500円という価格は何をもって適正価格というのは僕もプ ロじゃない、本当の業者じゃないので分かりません。このエス・ティ・産業さんが業者を呼んだ 日当分にしては高いなと。恐らくこれを上げた時点でこういうことにならない、なるべき問題じ やないってやっぱり思っていたのを、たまたま僕がこれを修理して付け替えたというのが明るみ に出たからなんですけど、こういうことがなければ、この前の議会で田原議員がこのエス・テ ィ・産業のことについて一般質問されていました。それで慌てて開示請求したらこういう問題が 出てきた。だから、これだけじゃなしにほかにもいっぱいこういう類似の事案が僕はあると思う んです。今年何月やったかな、第2施設の水道管がバキュームでバックしたときに当たって倒れ たんです。それをすぐ使わないかんので、僕が杭を持っていってパタパタ打ってガムテープで止 めて使えるようになったんです。それを下田大吾郎が業者を呼んで作りかえているんです。何で わざわざ使えるのにわざわざお金を出して、この脆弱な財政状況の築上町にあって、町民の血税 でやっていきよるのを簡単にするんかなと。それこそちゃんと議会が厳しいチェックを入れて、 こういうのはいかんでしょっていうふうに指導していかないと、それこそここの財政は血税を、 生き血をすする特定の業者が、もうのさばりまわっとるじゃない。これをやっぱり議会として厳 しくチェックして追求すべきだと私は思います。だから、田原議員と吉元健人議員が一般質問で 言った、よくぞ言ってくれたなというのが偽らざる心境です。
- ○委員長(武道 修司君) いいですか、ほかに。
- ○証人(吉元 一也君) 答えになっていますかね。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- **○委員(4番 田原 宗憲君)** 慎重に自分たちも判断しなきゃいけないので、3点なんですが、 先ほど言われたように3月にメンテナンスの会社というのはコマツ、メーカーに一応出して、そ のホースなりをメーカーが交換したということでいいんですか。
- ○証人(吉元 一也君) コマツか飯塚技建か……
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 専門業者ですね。
- **○証人(吉元 一也君)** 僕らはそこまで関与していないんで、どこの業者さんがそうしたかな。 二、三か月かかって持ってきたのは覚えている。早くしないと元肥の散布が始まる、田植え前の

散布が始まる、それまで尾﨑間に合うんやなと言って急かしたのは覚えている。

- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 分かりました。そして、一応その令和4年10月11日に故障したそのポンプです。一応、第1施設か何かの倉庫には2台あると言っていましたが、一応、クローラー、キャリーはコマツ製とヤンマーが多分あると思います。その分の機械に1台1台の保管品が多分あるというふうに。
- 〇証人(吉元 一也君) いや。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) そうじゃない。
- ○証人(吉元 一也君) ヤンマーは独自なんです。だから、2台あるというか、今1台ついていますけど、コマツについていますけど、そのストックはコマツの機種しか使えない。ヤンマーは特殊なんで、ボタンで。
- **○委員長(武道 修司君)** ストックは1つだけってことですよね。(「ヤンマーには同じ圧力ポンプはついていないってことですね」と呼ぶ者あり)
- **○証人(吉元 一也君)** ヤンマーのはストックはないです。全く違うんです、操作も、クローラー自体の操作も全然違うんです。
- **〇委員長(武道 修司君)** ヤンマーにはなくて、コマツのほうの機械についている分とストックが1個あるっていうだけですよね。
- **〇証人(吉元 一也君)** はい、そうです。そのストックはコマツ専用です。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) ストックしているのはコマツというふうに理解します。その中で、一応故障したポンプは今は修理しているのか、修理しないままそこに保管してるのかが1点と、それと下田補佐とエス・ティの繁永さん、元職員なんですが、立場的には一般的には多分職員のほうが上だと感じるんですが、ただ、いろいろなうわさというか話を聞いてみると、エス・ティの繁永さんのほうが立場が、ちょっと先ほど吉元さんからのニュアンス的な捉え方を見ると、下田補佐が上じゃなくて、エス・ティさんのほうがちょっと上からの指図を下田が受けているのかなっちゅうように思うんですが、そこら辺もちょっとどういうふうに思うかをお聞きしてよろしいですか、その2点です。
- ○証人(吉元 一也君) 全くそのとおりです。だから、僕は直接その場にいたわけじゃないんですけど、同僚からの伝え聞きによると、大ちゃんの、お前辞めてから俺らがたくりゃいいやろという話も聞きますし、下田大吾郎はほかの仕事は、言っちゃ悪いけど効率が悪いし、もう仕事は遅いです。でも、ことエス・ティに関しては、すごい迅速な動きをするんです。もう壊れて、このクローラーがカネガヤさんの2号線のあっこで壊れて20分くらいで来て、そのときに銀の軽

が来たけ、カチンと来た。何や業者が、哲也やねえかって。いや、本当です。専門が、飯塚技建が来るかコマツが来るかやったら、大体半日かかるんです。朝、連絡取ったら、昼イチか来れんとか。それが20分くらいで、もうすごい速さで、もう来たかと思ったら、大ちゃんどうしたかって来たけんもうカチンと来て、何、こんなんって言って、どういう直し方をするんかと思ったら、油圧がいってポンプにオイルが行っていないのに何でプーリーを当たるかって、おかしいやろ。やけん、もう、おもちゃのようなラチェット持ってきて、大ちゃんっちこう、そんなおもちゃのようなラチェットをしてつまっか、のいてみいっち言ったら、えらい憮然とあ怒っとったもん。だけどもう、自分でしてしたけど回らんよね。回るわけない、オイルが行っていない。(発言する者あり)

今は修理したやつは戻ってきて、第1施設の車庫の左の一番奥にストックして置いています。 それオーバーホール、そうです。(「それはエス・ティ」と呼ぶ者あり)(発言する者あり) だから、エス・ティそれを業者さんに出すんです。何でもそうです。マージンを取るんです。

- **○副委員長(宗 裕君)** 委員長、ちょっと質問が切れたので、私からいいですか。
- ○委員長(武道 修司君) はい、宗委員。
- ○副委員長(宗 裕君) 事の本質はこの17万円のエス・ティに対する支払いなんです。 17万円が適正な見積金額かどうかはいろいろ議論がありましょう。ただ、仮に17万円が適正 としても、この仕事はエス・ティがしていないのに、何でエス・ティが17万円もらえるかとい うのが私一番の疑問なんです。今日の話を聞くと、実際の作業は、吉元さんたちの現場の作業員 がやっているわけですから、これエス・ティがもらえるはずがなくて、仮に17万円が正当な金 額で、エス・ティが手配した人もちょっとホースを触っていますから幾らかはもらう権利がある としても、17万円のうち、私は1割もないんじゃないかと思っていて、なぜエス・ティが 17万円の支払いを受けられるかというのが全く理解できないんですけど、その辺はどう思いま すか。
- ○証人(吉元 一也君) だから、こういう前回の議会で一般質問で田原議員が言ったように、それで発覚したんです。言わなかったら、もうお蔵入りです、これはと思います。だから、ばれん、あげた本人もこれはもう問題にならない。もうこのままお蔵入りというか、そのまま5年間過ぎていくもんって思っていたと思うんです。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- ○副委員長(宗 裕君) おっしゃるとおりで、まさか情報開示でこの書類が明るみになるとは誰も思っていなかったんだろうと私も思うんですが、情報開示で書類が出てきた以上は、私の認識は17万円のこの支払いに関しては架空請求だと考えているんです。ただ、100%架空請求と言えないのは、ほんのちょっと作業しているって証言が今日出てきたんで、全くしていない

わけではない。全くしていなければ17万円が全額100%架空請求と言えますけど、ちょっとしているから、17万円のうち何万円か分の作業賃が発生した可能性は出てきたなと思いますが、17万円全額の請求をエス・ティができる根拠はどこにもないと思うんですけど、いかがでしょうか。

〇証人(吉元 一也君) はい、そのとおりです。だから、このおじさんがどこから来たか、その ときに聞いておけばよかったけど聞いていなかった。まさかこういう事態になると思わなかった ので聞いていませんでしたけど、仮に直方とか、あの人、繁永哲也は大任が好きですから、大任 から呼んだかもしれんけど、出張料と、俺たちにあれ外してこれ外してって言った指南料を入れ ても2万円、よく色付けても3万円までかなっていうところが妥当な金額じゃないかと思います。 それと1つ気になったのは、この背中を向けてヘルメットをかぶっている顔が見えないんです。 (「はい、その写真」と呼ぶ者あり)これは当時、清掃センターと液肥センターを行ったり来た りして、エモトタケタケって僕たち呼んでいますけど、何か忙しいときはユニックに乗ってくる んですよ。(「所属はどこですか」と呼ぶ者あり)清掃センターです。(「いやいや、雇われ元、 役場、エス・ティ」と呼ぶ者あり)エス・ティです。(「エス・ティの(聴取不能)ですね」と 呼ぶ者あり)だから、忙しいときだけ来てするんです。清掃センターが忙しいときはユニック車 に乗って帰るんです。これが面白いことに、それまで来ていたのが6月9日の一般質問の後、急 に中津の中園町のグッディの近くのおじさんが来て、おじさん、初めてやねって言ったら、私は ここ見習いで来ています。大分のどこね、私は中津の中園町です、どこねって、グッディのとこ ろ、嫁さんの実家がそこ、ああ、そうねっていう話はしたんです。だから、それから姿は見せま せん。結局、一般質問で、受けている清掃センターでの従業員が清掃センターで人数上げて給料 もらった分が、液肥センターでも両方で勤めて液肥センターでも受けている、これは二重取りじ やないかって。だから、うまいこと顔を撮っていませんけど、エモトタケ。

〇委員長(武道 修司君) 宗委員。

○副委員長(宗 裕君) 17万円のポンプの取り替えばっかりのことに話題になっていたんですけど、委員、今いいお話を聞いたんで聞かなければいけないことを思い出しました。エス・ティ・産業は数年前からまず液肥の第1施設の運転管理業務委託を受けていて、多分今年からみたいなんですけど、第2施設も業務委託を受けて、今は第1も第2もエス・ティが業務委託を受けているんですが、私、そもそも役場が業務委託に出す前の運転管理は、どれぐらいの人数が必要だったんかって聞いたら、両方合わせて1名プラスアルファぐらいの人数で足りてたって聞いているんです。それを第1施設だけでも600万円っていう金額を取って、エス・ティが受注してて、一人、二人の運転業務で600万円は高過ぎると思っているんですけど、今年に入って第2施設も運転管理をするようになって、第1と第2にそれぞれ人が常駐してたんですか。

- **○証人(吉元 一也君)** そうですね。一般質問の後からはそうなりました。
- ○副委員長(宗 裕君) いや、その話も聞いたんで、別々の契約で第1と第2を契約しているのに、一般質問で問題になるまでは、昨年までの第1のときの契約だけのときと同じような人員配置でやっていたんではないかと。それが一般質問で問題になったら、慌てて第2にも人員を配置したような話を聞いたんで、そういうことですよね。
- **○証人(吉元 一也君)** だから、たまに忙しいときはエモトタケが来て、その前は大体常駐ちゅうか、いつもいるのが株式会社ナカミチ、元、曽根かどっかにある営業所から来てたポンプとか、あれの営業所でオオキ。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 何か建機の会社、ありますね、あそこに。
- ○証人(吉元 一也君) そのオオキっていうのが常駐で、営業から急に液肥に変わったんですよ。 今一般質問の後から第2施設にいます。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** つまりオオキさんって、6月に一般質問で問題になるまでは、実質 オオキさん一人で、たまに清掃センターから手伝いが来てたぐらいっていうのが実態ですよね。
- 〇証人(吉元 一也君) はい、そうです。
- **〇副委員長(宗 裕君)** それが一般質問で問題になるようになってから、慌てて受注したエス・ティ・産業さんは、第2施設にも中津の別の人を配置したということですよね。
- 〇証人(吉元 一也君) はい。
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。
- ○委員長(武道 修司君) よろしいですか。工藤委員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) 度々すみません。エス・ティ・産業さんを前回、下田補佐に確認 をしたときに、非常にいい業者だというような表現があったんですよ。もうここしかできないと いうような表現があったんです。

ただ、今までのいろんな話を聞く上では、そうではなくてっていうように私、今思ったんですけど、今率直に吉元さんが、エス・ティ・産業さんに対する評価っていうのはどうでしょうか。

○証人(吉元 一也君) 評価って、僕は土建業務、携わっていましたし、ユンボもクローラーも乗ります。それから言えば、素人にちょっと毛が生えたぐらいじゃないですか。そういうのに任せること自体がおかしいなって。ポンプもちゃんとした業者が、九電工があれしたでしょ、第2。ちゃんとした業者を入れてポンプをすれば、そんなに頻繁に壊れないんですよ。

虫歯でいうなら、ちょっと虫歯が食っとったって痛い。放置しているから、その時点で治療しないから、どんどん落ちて悪なったら、今度はこれへしょっちゅう、常に、だからこれは質問とは別ですけど、余談になりますけど、1か月ぐらい前か、1か月半ぐらい前から、第2施設のポ

ンプが壊れて受入れができなかったんですよ。しない時期があったんです。第2は築城共栄社、 青いバキュームがそこに行って、看貫に乗っておもりを、重量だけ量って、戻って第1で全部受 入れをするんですよ。結局第2はポンプが壊れているから、重量は第2で量って、第1で受入れ する。

もともと第1施設ちゅうのは椎田の豊州さん、第2は築城共栄社で、第2が壊れているから、豊州と築城共栄社が一緒になって入れるんですよ。成熟槽が4つあります。それに大体椎田町だけの、旧椎田町だけの、豊州さんが受入れでやっていたのを築城共栄社が入れるものだから、キャパがもう足りないんですよ。だから、いっぱいになるから早く、成熟する大体3週間から4週間、ふん尿を浄化クリーン入れて発酵させて成熟させないと、タンクに上げちゃ駄目なんですよ。それをここ、本当に住民から苦情が出るぐらい臭いんですよ。色もコールタールみたいに真っ黒で、臭いは臭いし、うわあ、臭せえって、これもう干拓やけいいけど、これは民家のある越路とか浜宮、ラルゴの近くまいたら、大変なことになるぞって。そのくらい、だからこれは臆測で物を言ったら駄目ですけど、恐らく3週間もたんで、2週間ぐらい上げないとキャパがいっぱいなんで、慌てて2つの業者を受け入れてるから、慌ててもう入れるとこないんで、早く上げたんじゃないかなって。これ臆測で物を言ったら悪いんですけど、それくらい、今まで僕、8年間、液肥業務に就いてますけど、こんな臭いへドロみたいな臭いがする、液肥の臭いが、色も初めてです。

- **○副委員長(宗 裕君)** それ最近、流し込みですけど、流し込んでるのは、そういうひどい のを流し込んでるってことですか。
- ○証人(吉元 一也君) もちろんそうです。でも、昨日、水原の小林実さん、あそこに流し込み行ったんです。ドボンとして、ぱっと出して、小林さん、うわあ、今度は液肥がいいの、できちょるな。真っ黒で臭いもぷんぷんするのお。それ言えんでしょう。素人からしたら臭いがする、濃いで、相当さいとるように思うんです。僕らは、申し訳ない、近所、風向きによって苦情言うて来やせんどかって思うぐらい。今度議員で視察来てください。臭いを、どんな臭いがするか。それはもう嗅いだら飯、食えれんですよ。
- 〇委員長(武道 修司君) 工藤委員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) 時間もすみません、押してますんですみません。ということは吉元さん、これだけ随意契約で、これだけの金額が、細かいのも含めて相当上がっているんです。これエス・ティさんに、今言ったように素人に毛の生えた程度、この業者に任せているから、これだけ修繕費とか、こういうのもかかったという認識でよろしいでしょうか。
- **○証人(吉元 一也君)** はい。それと僕は思うんですけど、吉元健人議員が一般質問で言ってました、福田課長か何かの答弁で、そういう業者があったら教えてくださいやないけど、だから築

上町に液肥センターを管理できる、修理のできる、ちゃんとしたポンプ屋さんというか、設備屋 さんが、エス・ティだけじゃないで、こういう業者もいるって、指名を組めるぐらいのちゃんと した業者を確保しとくのが先決。だから、1者しかないから独占になってるじゃないですか。

だから、地方自治体の首長、副町長、それに課長、元課長、言っちゃ悪いけど、それに課長補佐、こういう特定の業者に差別、優遇になるようなことしたら、これ問題ですよ。それをちゃんとした議会がチェック機能して、ちゃんと問いただして、表に明らかにしていくのが議会の務めだから、これをもう放置・放任、ネグレクトじゃないけど、これをみんな見て見ぬふりするのは、それこそ罪ですよ。もう明らかにしてください。もう僕ら町民が願うのはそれだけです。

- ○委員長(武道 修司君) いいですか。吉元委員。
- **〇委員(13番 吉元 健人君)** 僕、子どものときから存じていますので、吉元さんが土木等、 建設等に詳しいのは存じている中で質問したいと思います。

今さっきやっている、やってないと今問題になっている加圧ポンプの交換の資料の写真なんですけれども、通常こういう工事写真帳等に上がる写真の中身は、工事看板と日付とか現場の場所とか、そういうのが必要だとは思うんですけれども、ほかの資料は全て看板が載っているんですけれども、中には抜けている箇所はあります。

ただページによって、一つもないとかいう、工事看板がないという写真はないのですが、やっぱりさっき吉元さんが言われたとおり、エス・ティさんがやられてないので、工事看板がないと思うのが正しいとは思うんですけれども、通常建設業とかされている人たちは、この工事看板が全くなしで、こういう書類の提出というのはあり得るんですか。

- ○証人(吉元 一也君) あり得ません。もう定石です。これは何月何日、設置工、取り外し工、分解・組立てで、結局、これ工事途中はあるけど、フォークリフトでポンプつったやつ、取り付けているやつの写真が一枚もないじゃない。もちろん、大ちゃんの、頼んじょくぞちゅうて、写真撮っちょけよちゅうて帰ったんです。俺はちょっと用事があるちゅうて。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- ○副委員長(宗 裕君) 今の吉元さんの質問に関連してですが、この17万円の問題の圧力ポンプ交換の工事写真に関しては、看板もない、日付もない、一切ない。まるでスナップ写真のような写真しかないんです。それはもう今吉元さんの証言で、明らかに私はなったと思っていますが、横で下田さんがピンクのコンパクトデジタルカメラでちょこちょこ撮っていたから、こういうことになったんだと考えればつじつまが合いますから、そうだと思っているんですが、ほかのエス・ティ・産業さんが受注した消泡機やエアレーターの工事写真を見ても、看板はあるんですが、なぜか不思議なことに、日付が一つもないんです。

だから、私は日付をごまかすために、意図的に日付を外しているんじゃないかっていう思いが

拭えないんですけど、今の吉元さんの証言からいうと、日付がないのもあり得ないことですよね。

○証人(吉元 一也君) もちろん。だから、工事写真を使い回しするのに、日付があったら問題でしょ。だから、あえて日付はしない。施工するとこは撮らない。同じ写真を使い回し、昔、土木業者で安全教育で出しなさいって、同じような写真を出すんですよ。土止め支保工、型枠支保工、それでのり面をどうのこうのちゅうて(聴取不能)して、それを何枚も使ってるんと同じです。

だから、使ってる本人は、ここまで明らかになると思ってないから、使い回ししても気がつかないだろうちゅう安易な考えで提出したんだと思います。

- **○副委員長(宗 裕君)** だから、それを役場の内部では通って、判こがもらえるって大問題ですね。
- **○証人(吉元 一也君)** 大問題です。だから、チェック機能が甘い。これだけ財政状況が苦しい、 脆弱な築上町の中で、簡単にこのお金を自分とこの業者がむしばんでいるじゃないですか。それ をちゃんとチェックして、それなりに厳しく処してください。罰してください。
- ○副委員長(宗 裕君) これは私の感想ですけど、全くもって同感です。本年度、来年度から手数料やごみ袋の値段とか、あと住民に対する補助金とか減らすって方針が決まって、来年度から実行されるんです。なのに特定の業者が優遇されている。つまり住民は冷遇、業者は優遇なんです。これ不規則発言ですみません。だから、いじりたいから言っただけです。
- ○委員長(武道 修司君) よろしいですか。私も再度確認をさせてください。10月11日に作業された。実際、伝票で上がってきているのが、委託期間で11月16日から12月15日の1か月間がその期間で、実際の工事完了日というか、品物ができましたよ、終わりましたよというのが12月2日で、確認調書ができたのが12月6日というふうになっているんですけど、この11月16日から12月15日の間にこのポンプを交換したということはありますか。
- **〇証人(吉元 一也君)** ありません。
- ○委員長(武道 修司君) 確実にないと言える何かありますか。
- 〇証人(吉元 一也君) 日記を、11月16日。
- ○委員長(武道 修司君) から12月15日。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 委員長、ちょっと補足させてください。
- **〇証人(吉元 一也君)** ポンプをあれしたというのは書いていません。
- ○委員長(武道 修司君) ないですね。
- 〇証人(吉元 一也君) はい。
- **〇副委員長(宗 裕君)** それ補足させてください。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。

- ○副委員長(宗 裕君) 書類上は11月16日にポンプが壊れて散布できなくなったって報告、起案書、報告が上がっているんです。ポンプの交換を完了しない限りは、散布車が散布できませんから動けないんですよ。だから、12月になってやっと完成して完了したってことで、これ金額が50万円以下だったんで、当時の古市課長が確かに直りましたという完了検査の判こをついているんですけど、その書類どおりだったら、11月16日から12月の初めまでは、コマッのクローラーは現場に出られなかったということになるんですけど、それはあり得ませんよね。一番忙しい時期に2台動いてて、散布してたんだから。
- **○証人(吉元 一也君)** だから、例を挙げると11月24日は今津の里、八津田小の前を散布する。
- **〇副委員長(宗 裕君)** それコマツのクローラーですよね。
- ○証人(吉元 一也君) だと思います。どっちかがどっちに乗るちゅうて、2班ありますから。
- O副委員長(宗 裕君) 2班、動いてたんですよね。11月11日以降。
- **〇証人(吉元 一也君)** はい。そのときはヤンマーもコマツも動いてました。だから、どっちが どっちの。
- **〇委員長(武道 修司君)** 現場に行ったかは分からんけどちゅうことですね。
- ○証人(吉元 一也君) 書いてないです。これはあくまでも自分の班の。
- **○副委員長(宗 裕君)** ただどちらに、コマツに乗ってたか、ヤンマーに乗ってたかは分かりませんが、その期間に2つのクローラーが動いてたことは間違いないですよね。
- **〇証人(吉元 一也君)** 恐らくもう繁忙期ですから、1台で止めるちゅうことは考えられません。 それだけ迷惑かけますから。
- **○委員長(武道 修司君)** それとあと現在ついている製図番号とかは、今現時点、分かりませんよね。
- **〇証人(吉元 一也君)** 全くそういう。
- **〇委員長(武道 修司君)** 分からないですね。それはこちらのほうで確認をします。ありがとう ございます。皆さんのほうからよろしいですか。いいですか。

すみません。大変時間が長くなってしまいまして申し訳ございません。今日秘密会という形で、 傍聴者なしでしています。これは証人の方々がしっかりと思いを出してもらおうということでこ うしているんですが、ただ今日頂いた証言を基に、次の調査をするときに、その証言があったこ とを伝えないといけない場面が出てきます。

それで、本日の、今日時点で、今日終わった段階で秘密会の解除をして、その証言があったという事実を口外することがあるかと思いますが、その点については御了承していただけますか。

〇証人(吉元 一也君) どんどん公表してください。

〇委員長(武道 修司君) ありがとうございます。場合によっては、そのような形で取扱いをさせていただくことがありますんで、どうぞよろしくお願いをいたします。

長時間ありがとうございました。以上をもちまして証人喚問を終わりたいと思います。吉元さん、本当にありがとうございました。

ここで一旦休憩といたします。

午後0時22分休憩

.....

午後1時03分再開

○委員長(武道 修司君) それでは、午後からの会議を再開をいたします。

証人喚問で(聴取不能) 米谷さんにおいでいただいております。本来なら午前中の予定でしたが、(聴取不能)。今から(聴取不能)始めさせていただきたいと思いますんで、どうぞよろしくお願いをいたします。

私のほうから、まず注意点を先にお話をさせていただきます。虚偽の証言は偽証罪というふうな対象になりますので、御注意をお願いをしたいというふうに思います。

それと、民事訴訟に関する法令の規定により、宣言をした選挙人、その他の関係者が虚偽の陳述をしたときは、これを3か月以上5年以下の拘禁刑に処するということで、地方自治法第100条の第7項にありますので、御注意をいただきたいというふうに思います。

それと、証人の方に確認をいたします。宣言拒否、証言拒否ができる場合がありますが、今お 手元に配付している内容でしか、基本的には証言拒否はできないということになりますので、証 言拒否をした場合なり、虚偽証言を行った場合は、先ほど言った虚偽証言をした場合は罰則があ りますので、御注意をお願いをいたします。

それでは、宣誓をお願いをいたします。委員と証人の方は御起立ください。

それでは、その宣誓書を証人の方、お読みください。

- **〇証人(米谷 良太君)** 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
- **〇委員長(武道 修司君)** お名前も、日付とお名前。
- **〇証人(米谷 良太君)** 令和7年7月29日、米谷良太。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。どうぞお座りください。署名、捺印をお願いをいたします。いいですか。
- 〇証人(米谷 良太君) はい。
- ○委員長(武道 修司君) それでは、証人の方に今から証人喚問を行いたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

まず最初に、氏名と住所、それと職業をお願いをいたします。

- **○証人(米谷 良太君)** 米谷良太、「証人、住所を述べる」職業は役場職員です。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。今までの簡単な経歴で構いません。ちょっと 経歴を教えていただければと思いますんで、よろしくお願いいたします。
- ○証人(米谷 良太君) 私は2017年に築上町役場に採用されて、最初は清掃センターのほうに配属になりました。その後、2019年の4月に液肥センターに異動になりました。現在は、2023年の4月より適応障害と診断されて、休職中です。一応役場には籍はあるんですけど、仕事には従事せず、病気療養中です。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。病気療養中以前に、液肥センターのほうで働かれていたということですが、液肥センターでは、どのようなお仕事をされていたかを教えてください。
- **○証人(米谷 良太君)** 私は、液肥センターで施設の運転員をしておりました。業務の内容は、 施設の運転管理や液肥の管理や、軽微な保全作業などを行っておりました。たまに業者との対応 もしておりました。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。次に、ちょっと内容的なところに行きます。 随意契約や起案書等です。我々が見た中でいくと、あまり起案とかも印鑑が見当たらないという か、今特定業者の一部の資料しか手元にないもんで、全ての書類を見ているというわけではない んですが、今、我々が見ている中に、米谷さんの起案書とか随意契約の手続をされたという経歴 のある印鑑がないんですが、関わりとかそういうものを持ったことがありますか。起案をしたこ とがありますか。
- ○証人(米谷 良太君) 随意契約やその他の契約関係には関与しないようにしておりました。 理由としましては、当時から一部業者と役場との不透明な関係があるんじゃないかって思って おり、個人的にちょっと癒着を疑っていたため、なるべく随意契約関係には関わらないように距 離を取っておりました。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。随意契約の内容等で、実際手続をしていないんで分からないことが多いかと思うんですが、もしそういうような契約の中で、これはちょっとおかしいんではないかとか、何か気づいた点があれば、教えていただければと思いますが。
- **○証人(米谷 良太君)** 特定の業者に契約が集中している点について、ちょっと違和感を感じました。それと、あと特定の業者が各見積りを、収集したであろう見積りを提出していたっていう ふうにも見受けられました。各者の見積りを1者が取りまとめて役場に、液肥センターのほうに 提出しているんじゃないかっていうふうに見受けられた点もありました。
- **○委員長(武道 修司君)** それぞれの業者が持ってくるんではなくて、1者の方が2者、3者の

見積りをまとめて持ってくるというふうに見えたということですか。

- 〇証人(米谷 良太君) そうです。
- ○委員長(武道 修司君) ほかには別にありますか、何か。
- ○証人(米谷 良太君) その点に関しては、そこが一番疑問に思った点です。
- **〇委員長(武道 修司君)** その業者は、今ちょっと問題になっている特定業者という、その業者 の方でよろしいでしょうか。
- 〇証人(米谷 良太君) はい。
- **〇委員長(武道 修司君)** 分かりました。私のほうからは以上で終わりたいと思います。 皆さんのほうから何か御質問があれば。宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** 米谷さん、今日は証言ありがとうございます。今の米谷さんの証言の中で、業者との癒着があったので、起案等の書類の契約には一切関わりを持たなかったという証言があったんですが、私はその癒着の具体例についてお尋ねしたいと思っております。

これは、私はまだうわさレベルでしか聞いたことが、うわさレベルで聞いているんで、本当に そんなことがあったのか、そういうことを米谷さんが具体的に見聞きしているのかを確かめたく て聞きます。

まず、今問題になっている特定業者というのは、委員長はあえて言いませんでしたが、もうはっきりさせるために言います。エス・ティ・産業ですが、エス・ティ・産業の繁永さんが、職員でもないのに事務所に立ち入ってきて、役場の公文書、書類等を見ているというようなことはありましたか。

- **〇証人(米谷 良太君)** 詳細に答えるために資料を確認してもよろしいでしょうか。
- **〇委員長(武道 修司君)** はい、どうぞ。
- **〇証人(米谷 良太君)** 清掃センターのときなんですけど、よろしいでしょうか。
- 〇委員長(武道 修司君) はい。
- **○証人(米谷 良太君)** 清掃センターのときなんですけど、職員になって配属直後から繁永さん が頻繁に清掃センター事務所へ出入りしているのを目にしました。彼が公文書を無断で閲覧して いる場面も、何度も目撃しています。

ある日、私が事務所内に一人でいたときに、繁永氏が入室して、机の上に置かれていた公文書を手に取り、これを読んでいいかと私に尋ねてきたこともありました。私は駄目ですとはっきり答えました。

当時、清掃センターでの工事に関する仕様書は、嘱託職員のタケダさんが作成していたんですけど、その仕様書の内容についても、繁永さんや、あと太新工業の秋吉さんという方が常に指示を出している場面も目撃しています。

実際、タケダさんも、私は機械のことは分からないと私に対して言っていました。ある日、私はタケダさんに対して、「業者が仕様書作成時などに内容を指示している。このようなことは官 製談合に当たると思う。だから、私は関わらないようにしている」と伝えました。

あとは太新工業の秋吉さんも頻繁に事務所を出入りしていて、契約書関連の書類を閲覧している姿も確認しました。位置的には、私の席は計量器側の左側の端の席で、右隣にはタケダさんの席があったんですけど、その後ろ側に座って、バインダーに整理された書類関係を読んでいた姿も目撃しました。

- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** びっくりする証言ですが、ありがとうございます。今のお話、あまりにもびっくりした内容なんで確認させていただきます。エス・ティ・産業の繁永さんだけじゃなくて、太新工業の秋吉さんという方も勝手に事務所に入ってきて、書類を見ていたということですね。
- 〇証人(米谷 良太君) はい。
- **○副委員長(宗 裕君)** また、発注前の仕様書だとか設計金額とかでしょうけど、発注前の そういう書類も業者が来て見ていたということですか。
- 〇証人(米谷 良太君) そうですね。
- **○副委員長(宗 裕君)** あるいは、仕様書とかに業者が口を出していた、指示をしていたということですか。
- **〇証人(米谷 良太君)** はい。その姿は何度か目撃しています。
- **○副委員長(宗 裕君)** そのことをとがめるセンター長さんとか課長さんとか係長さんとか、 そういう管理職の方はいなかったんですか。
- **〇証人(米谷 良太君)** 当時は、私とタケダさんと西畑さんっていう元課長の。
- **○副委員長(宗 裕君)** 元課長さんですね。
- **○証人(米谷 良太君)** はい。再任用の方がいて、誰もとがめるようなところは見たことはなかったです。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** さらにびっくりしました。役場の職員がそれを当たり前のことのように、今名前が出た西畑さんは、たしか最後は課長職で退職された方だから、いろんなことが分からない方ではないと思うんだけど、この件はここまでにとどめます。

あと、今、最初の証言の中で、エス・ティ・産業の繁永さんが自社の見積書だけではなくて、 他社の見積書も一緒に持参したことがあったような証言があったんですけど、それはもうはっき りそういうことを目撃したことがあるということでしょうか。

- ○証人(米谷 良太君) 液肥センターの頃なんですけど、ちょっとメモしてる部分が、私が第 2施設事務所にいたときに、エス・ティ・産業の繁永さんが来場したんですけど、手には複数者 の会社名の書かれた封筒を手にしていて、封筒に書かれた会社名までは覚えてないですけど、聞 いたこともないような会社名だったと記憶しています。その封筒を下田さんに手渡していたんで すけど、恐らくこれは繁永さんが他社から集めたであろう見積書じゃないのかなと思っています。 随意契約の際の相見積りか、どのような見積りかはちょっと分かんないんですけど、本来であ れば、役場が他社に依頼した見積書とかであれば、依頼したメールとかの記録が残っているんじ ゃないかなとは思います。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** あくまで記憶ですから、絶対そうかというと、記憶の限りで今答えてくださったんだと思いますが、米谷証人の記憶が正しければ、下田さんはエス・ティ・産業の繁永さんからエス・ティ・産業以外の見積書も手渡されていたということですよね。あくまで記憶が正しければですが。
- 〇証人(米谷 良太君) はい。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。そしたら、私からは3点目の、取りあえず 最後の質問させていただきます。

エス・ティ・産業さんは、特に清掃センターなんかは現場に入っているものですから、清掃センターの役場の職員さんと一緒に、多分忘年会等だと思うんですけど、飲食を共にされる機会がたくさんあって、その中で飲食代をエス・ティ・産業さんが負担していた事例があるというふうに、私は匿名のうわさを聞いているんですけど、そのような事実にあったことはありますか。

○証人(米谷 良太君) 清掃センターの頃のなんですけど、メモを、記録があるか分かんないですけど。2017年頃だったと思うんですけど、豊前市のぶんぶく茶屋という居酒屋で、清掃センターの飲み会があったんですけど、その際にエス・ティ・産業の社員さんや繁永さんも同席していたのは記憶しています。

一応会費などの徴収はあったんですけど、一通りコース料理が出終わったところで、繁永さんがまだ料理が足りないのではないか、俺が金を出すから食べたいものを注文しろと職員や社員に言っていました。

私は、運転委託業者である繁永さんから飲食の接待を受けることはできないので、注文された 料理に手をつけることはありませんでしたが、そのようなことは記憶しています。

- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** その記憶が正しければ、繁永さんの支払った、代金を支払った料理 を役場の職員が飲食をしたということになると思うんですが、まさかと思うんですけど、決裁権

がある課長さんとかも、その料理に箸をつけたんでしょうか。

- ○証人(米谷 良太君) 恐らく同席していたので、その可能性は高いとは思います。
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。一々、ほかの誰がどの料理食べているまでは見ませんからね。ただ自分は手をつけなかった。
- ○証人(米谷 良太君) はい。自分はもう一切手をつけずに。
- ○委員長(武道 修司君) いいですか。
- 〇副委員長(宗 裕君) はい。
- 〇委員長(武道 修司君) ほかに。吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 液肥センターでも清掃センターでも構わないんですけれども、 職員の立場からエス・ティ・産業の数々の随意契約について、ここは自分が気づいてましたとか、 何か知っている点があるんであればお答えください。
- **○証人(米谷 良太君)** 随意契約、液肥センターの運転の委託の契約のときに対してちょっと疑問に感じていることがあって、2023年の1月頃、年明けぐらいですか。液肥の散布の業務委託会社の社員である尾崎さんから、頻繁に液肥センターの運転委託をエス・ティ・産業に任せるように下田さんと繁永さんが話し合っているとの話を聞くようになりました。

尾崎さんは、繁永さんは尾崎さんに対して、エス・ティ・産業に来て、液肥センターの運転員 にならないか。今よりもいい給料を出すからと引き抜きの提案をされたと言っていました。尾崎 さんは断ったそうです。

その後、元液肥センターの運転員である鐘ケ江和馬さんという方をエス・ティ・産業の社員と して迎え入れるように、下田さんと繁永さんが協議しているようだということを尾崎さんから聞 きました。

実際に2023年の3月の最後の週に、下田さんから、4月からエス・ティ・産業が運転業務を委託するということを急に伝えられました。なので、そのような運転の委託に対して事前調整とか、そういうのがあったんじゃないかなっていうふうに私は思っています。

- **〇委員長(武道 修司君)** 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 2023年の4月から運転業務委託にエス・ティ・産業さんが 入ってくるとは思うんですけども、前回、産業課に説明してもらったときには、みんなある程度 知識があるという形で言われていたんでしたかね。知識がある方が来られた認識ですか。エス・ ティさんが初めて運転業務に関わってきたときのことをお聞かせください。
- **○証人(米谷 良太君)** 知識はないと思います。運転した、液肥センターを運転したっていうあれもないし。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 経験というか、そういう知識的な部分も。

- ○証人(米谷 良太君) ゼロだと思います。
- **〇委員(13番 吉元 健人君)** ありがとうございます。 以上です。
- **〇委員長(武道 修司君)** ほかに。田原委員。
- **○委員(4番 田原 宗憲君)** 先ほどの質問で、2017年、清掃センターの件というふうに先ほど言っていましたが、そのときの職員の名前を聞いても大丈夫なんですか。
- 〇委員長(武道 修司君) はい。
- **〇委員(4番 田原 宗憲君)** 名前、もし答えられるんであれば、把握している中で構わないですが、職員は誰と誰がいたか、覚えている範囲で。
- 〇証人(米谷 良太君) 役場の職員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) そうですね。ぶんぶく茶屋ですか。
- **○証人(米谷 良太君)** 現場の中さんという職員と、あと江本さんっていう職員は確実にいらっしゃったと思います。(発言する者あり)
- **○委員長(武道 修司君)** 2018年から。米谷さんは2017年からやったよね。
- 〇証人(米谷 良太君) そうです。
- ○委員長(武道 修司君) うちの築上町に入ったんがね。
- **〇証人(米谷 良太君)** はい。(「このときのセンター長は誰ですか」と呼ぶ者あり)
- **〇委員長(武道 修司君)** 長部さんが課長で、ムラカミさんがセンター長よね。
- ○証人(米谷 良太君) そうですね。ムラカミさんはちょっと時期がずれてセンター長になられたんですかね、たしか。そのときもなんですけど、ほかにも、2018年にも飲み会があったと思うんですけど、椎田の駅前の焼き鳥屋さん、島ちゃんでも飲み会があったときは、内山さんもいらっしゃったと思います。なので、時系列的には2018年の飲み会ですかね、そのときは。
- **○副委員長(宗 裕君)** 島ちゃんのときは完全会費制で、エス・ティさんが費用を払ったりはしてないんですね。
- **〇証人(米谷 良太君)** そのときは、そのようなことは言っていたのは、記憶はしてないです。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 分かりました。そしてほかに、これ液肥センターの件をちょっと聞きたいんですが、担当の職員だったと思います。その中で見積りを開封するに当たって、立会をしたことあるのか。そして、基本的、見積りの開封は、本庁で行っているというふうに、普通はそうだと思うんですが、先ほど米谷君が言った中で、複数の業者の見積りを預かっていたというふうに言っていたんです。そのときに下田課長補佐が、それをエス・ティの繁永さんが受け取って、下田課長補佐が開封していた。それがもしかしたら見積りの開封に値するのかなというふ

うに思うんですが、米谷さんはどういうふうに思いますか。開封をそこでしていたのか。そこを ちょっと教えてもらえませんか。

- ○証人(米谷 良太君) その場で自身の机の前で開けて確認はしていたと思います、下田さんは。 (発言する者あり)液肥センターですかね。液肥センターで開封していたと思います。それが何の見積書なのかは分からないですけど、金額とかもちょっと分からないですけど。
- **〇委員長(武道 修司君)** 繁永さんが持ってこられた書類をそこで開けていたということですよね。
- 〇証人(米谷 良太君) そうですね。
- ○委員長(武道 修司君) そのときはほかの職員は。
- ○証人(米谷 良太君) 立会いはほかの職員はしていないですね。
- ○委員長(武道 修司君) 下田さん一人だったということですね。
- **〇証人(米谷 良太君)** そうですね。その姿を自分は見た感じです。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 書類上は、全て2名で開封したことになっているんですか。
- **〇委員長(武道 修司君)** 書類的には竹本さんが一緒に開封をしていたというふうには書類上あるんですけど、竹本さんと下田さんが一緒に開封していたというふうな記憶はありますか。
- **○証人(米谷 良太君)** いや、竹本さんと一緒に開封していた姿は、記憶では見たことはないです。
- **〇委員長(武道 修司君)** 田原委員、すみません、ちょっと横から。田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 恐らく、それが開封していたのかなというふうに思うんですが、 それと米谷君が業者との癒着というふうに先ほどおっしゃられたと思うんですが、この癒着とい うのは誰と誰が疑わしいとかいうのが、米谷君の立場から、誰と誰と思いますか。
- **○証人(米谷 良太君)** 液肥センターでの、私が結構業者と距離が近いなと感じたのは、下田さんと繁永さんの距離が近いんじゃないかなと感じました。
- 〇委員長(武道 修司君) 田原委員。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) 下田さんと繁永さんの関係についてお聞きします。 どちらが上の立場というか、元、繁永さんは職員だと思います。しかし、下田さんは役場の課 長補佐なので、どちらが強い立場なのかも、米谷君の判断でちょっとお聞きしたいですね。
- **○証人(米谷 良太君)** 繁永さんは下田さんのことを、下田さんとかって言うわけでもなく、大ちゃんって呼んでたんで、関係上は繁永さんのほうが上のような心象はありました。
- ○委員長(武道 修司君) いいですか。ほかに。吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) もう一点、いろいろ米谷君で納得いかない部分とか多々あった中で、今療養中ということで、僕は内容はある程度把握しているんですけれども、職員として、

もちろん上司と上の役職の人たちの相談等は行ったことはあるんですか。

- **○証人(米谷 良太君)** はい。特定の業者に契約が集中していたということを疑問に思っていた ので、副町長に公益通報のつもりで話をしたことがあります。
- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 副町長に、町長、2番目、実質、そういう役割をされている方に直接言ったということなんですけども、部署的に言えば課長補佐、そのときは参事だったんですかね、下田さんは。直属の上司の、またさらに上には課長がいたとは思うんですけれども、その辺の相談等はなく、そのまま副町長に行かれたという認識でいいんですかね。
- **○証人(米谷 良太君)** そうですね。そのときは副町長に――その前に古市課長が当時産業課長だったので、その懸念は伝えました。
- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) どういう結果だったんでしょうか。
- ○証人(米谷 良太君) 一応伝えたことの記録があればいいんか。状況的には2022年の役場で実施されている健康診断のときに、自分は築上町の保健センター(チアフルついき)に訪れた際に、診察待ちというか、当時の産業課長である古市課長がベンチに座っていたので、現在の状況を伝えるために横に座って話しかけました。

一応、話の内容は、業者と役場の癒着が激しいということと、あと私が清掃センターに勤務していたときも、議員が来るとなったときに、事務所内はぴりぴりして警戒していたということを伝えました。何かやましいことでもあるのじゃないのかという意味合いを込めて伝えました。

回答は、古市課長は議員が来たのかということを私に聞きました。そのとき、議員さんはごみを捨てるために来たみたいで、なので、私は「ごみを捨てるために来場したみたいです」と答えました。

- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) ごめんなさい。資料で見ているんで多分食い違いの、僕の質問と食い違っている可能性もあるんですけど、その癒着な部分を直属の上司がやっていることをその上の上司、さらにその上の副町長に話して、結果、どういう結果が得られたのか、詳しく言っていただけるんであれば。今のだと古市課長はどういう対応したかというのは、ちょっと分からなかったので、そのまま流されたのか、何なのかお答えください。
- **○証人(米谷 良太君)** 特にその話の後に事情聴取とか、そういうふうなアクションは全くなかったので、何もしていないんじゃないかなっていうふうに思っています。(発言する者あり)そうですね。
- ○委員長(武道 修司君) 副町長の返答は。

○証人(米谷 良太君) 副町長に話したのは、(発言する者あり)2022年、副町長に話した件の内容はあるかな。副町長に話したのは、特定の業者に契約が集中していることを懸念して、副町長に公益通報したことがあって、内容としましては、2024年、休職中だったので、1月25日の午前10時過ぎです。副町長室で公益通報をしました。

この日は、副町長に元職員が経営する会社が、町の契約を独占的に取っているということを公 益通報するために、産業医面談の後に、人事秘書係の天野さん、当時に、副町長に話があるので、 会えないでしょうかということを尋ねました。

その後、天野さんが副町長に許可を取ってきてくれたので、一応そこで会話をしました。内容なんですけど。

- O委員(13番 吉元 健人君) 日付も詳しく書いてるなら、資料どおりでいいですよ。
- **○証人(米谷 良太君)** 最初は、録音したほうがいいのかなと思ったんですけど、公益通報した という事実を確実にするために。最初、ちょっと緊張して、録音するのを忘れたんですけど、後 半は録音しています。

そのときの会話の内容は、元職員である繁永さんが退職後に、自身の元職場の契約を取るのは おかしいのではないかということを副町長に伝えました。副町長は、運転できる業者がいないと 答えました。私はそれでも探すべきではというふうに言いました。そのことについて、副町長は 何も答えなかったと記憶しています。

あと、その他副町長に伝えたことは、元職員の会社に契約が集中している。癒着が激しいのではないか。あと清掃センターに在職中、2017年4月からなんですけど、元職員が事務所に入ってきて、無断で公文書を読んでいるのを度々見かけた。そのたびに私は警察に通報するべきか何度も悩んだ。

ほかには、太新工業が工事の契約を取って、下請でエス・ティ・産業の運転委託員が工事を施工している。工事内容を記録するために写真を撮ろうとしたら、私たちの顔は映らないようにしてくれと、エス・ティ・産業の従業員に言われた。

あとエス・ティ・産業の繁永さんが、複数者の見積りを第2施設事務所に持参しているのを目撃した。違法随契ではないかとのことを伝えて、あと、私は役場と業者との癒着が多くて、この役場で仕事をするのが怖い。

ほかには直属の上司が、勤務時間中に有害鳥獣の駆除を行っている。直属の上司が清掃センターから処分予定の物品を拾ってきているという内容を、直接副町長に伝えました。

そしたら、副町長に、「人のことより自分はどうなんか。今まで上司はおまえのことをいいふ うに言ってないぞ。自分のこともちゃんとできてないやつが人のことを言うな。俺はそんなやつ が一番好かん。おまえの今までのことを、今までの上司全員に文書に書かせる」と言われて、取 り合ってくれませんでした。前半に副町長に伝えた内容はこういう感じです。

後半なんですけど、その後、私はトイレのために席を立ちましたが、会話内容を録音しなければと思い、録音を始めました。後半の会話内容は、前半に続き、私のことを上司に書かせるとのことでした。

役場が1者優遇していること、またその業者の仕事がずさんで、いつも尻拭いをしていることなどが原因で、2023年4月より適応障害と診断されて、休職しています。

そして、日頃より上司に、契約が1者に集中し過ぎている。もっと業者数を増やすべきと進言 していたので、私は上司によく思われていません。このことからも何度も書かせないでほしいと、 副町長にお願いしたんですけど、副町長はその場では書かせないって私に言ったんですけど、私 が副町長室を退出した直後に、下田さんに私のことを書かせるように指示をしていたそうです。

そのことについては、第2施設事務所に居合わせた、その当時、共立メンテナンスで、現在は シダックスの液肥散布業務の委託会社の尾崎さんから電話で聞きました。

私は、上司たちにどんなことを書かれるのだろうか。このままでは適応障害が悪化してしまう ことを懸念して、後日、1月29日に副町長に謝罪しに行きました。

でも、その後もエス・ティ・産業に契約が集中していたことからも、私の公益通報は無視されたのだと思います。

- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 資料の中で多分明確に取っていてくれた資料だったと思うんですけれども、結果、誰も何もしてくれなかったという答えですよね。
- **○証人(米谷 良太君)** そうですね。今このような問題になっているということは、古市課長も 副町長も、何も対策はしなかったんではないかなと思います。
- 〇委員長(武道 修司君) 吉元委員。
- **〇委員(13番 吉元 健人君)** 逆に言うと、知り得た情報を自分のところで、言い方は僕は、 すみません、分からないんで、もみ消していたという認識でいいんですかね。
- **〇証人(米谷 良太君)** そうだと思います。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。工藤委員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) 米谷さん、今日はよくぞ証言していただいたなと思います。先ほど来、やはり起案者になるのも、今のこの体制では非常に片棒を担ぐというか、そういうものもあったんだろう、だから私は関わらなかったというような話だったと思うんですが、今、全般的に見て、業者さんと役場、役場でも今言うように補佐、課長、副町長までが、これも本当によく言う、関係がそういう癒着な関係だったんだという証言だったと思うんですが、改めて確認しますが、米谷さんはそのあたりはどういう認識ですか。

- **○証人(米谷 良太君)** 通常なら契約が1者に集中していること自体が、私、以前、豊前広域環境施設組合という、豊前市のし尿処理場で、もう公務員していたんですけど、1者に偏って集中ということは全くなかったので、明らかにちょっと異常だなというふうには感じております。
- 〇委員長(武道 修司君) 工藤委員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) 本当にそうですよね。それが一つのきっかけで、今回こういう委員会を設置して、きちっとただすなり、原因を解明しようということで立ち上がった委員会なので、恐らく言われるとおりだと思います。

一番、ずさんなという言葉が先ほどもあったと思うんですけど、業者さん的にはずさんであり、その尻拭いをさせられていたという話もあったし、それがずっと続けて行われてきた、一番の関係性って何だったのかと思うんですよ。それによって米谷さんが適応障害っていう今、病じゃないですか。ですから、やっぱ相当きつかったんだろうなという思いもある中で、ずっとその場におる中で一番やはり関係性がずさんだったっていうのは、目の当たりにした中で、何が一番印象的というか。

○証人(米谷 良太君) そうですね、特に、年次点検とか、機械の修理のずさんさはすごく感じました。正直点検に来ているのか、壊しに来ているのか分からない状況で。

なので、そういうのも記録写真には、年次点検記録写真は一応持っています。

- **〇委員(5番 工藤 久司君)** もしよろしければ、年次点検した写真ですかね、米谷さんが撮った写真を皆さんに回して見てもよろしいですか。
- 〇証人(米谷 良太君) はい、大丈夫です。

一応ちょっと念のため全て。

- ○委員長(武道 修司君) 吉元議員、後で、その件また話しますけど。
- 〇証人(米谷 良太君) はい、大丈夫です。
- **〇委員長(武道 修司君)** 瀬戸さんいいよ。後で確認をしてからさせてもらいます。工藤議員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) 最後に、今のこの状況ですね、今の役場との癒着に近いというか、 癒着の関係を断つには一番どうしたらいいか、現場サイトからですね。

やはり先ほど来、課のトップである課長、また行政のトップである町長、副町長がしっかりと することだと思うんですが、そこって、一職員では今みたいに、改善したほうがいいっていう提 言をしているのに、そこまでもみ消されているような状態だと思うんです。

ですから、それはもう私たちがこの委員会でしっかりと検証して、改善していくべきだと思いますが、米谷さんが、それによって、今の病って改善されますか。

○証人(米谷 良太君) そうですね。直接なやっぱり原因が、ずさんな工事とか、尻拭いとか、 結局、癒着の弊害を全て私が受けてきたので、やっぱりその辺が改善されることによってその症 状的には、荷が下りるというか、そういうことにはなる可能性はあると思います。

- 〇委員長(武道 修司君) ほかに、宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** 米谷さん、全然悪くないのに、辛い経験をされて、適応障害という 診断まで受けたのに、ここに来て勇気ある証言をしてくださっている、まずは感謝と敬意を申し 上げます。

お話を聞いていると、当たり前の正しいこと、これはおかしいぞと、周りの職員や直属の上司や、さらに当時の課長や副町長に内部通報という形で指摘、告発までしてくれたのに、逆にそんなことを言うお前のほうがおかしいと言われたら、おかしくならない人間のほうがおかしいと思いますから、本当に同情してもしょうがないんですけど、同情の気持ちしかありません。本当に辛かったと思います。また本日はありがとうございます。

ちょっと私の質問は、そういうこととか離れて、現場をよく知る元職員の立場から、技術的な ことというんかな、そういうことの観点ですんで、分かる範囲でお答えください。

この液肥センターのエス・ティ・産業に対する1者見積りの随意契約が多数ある件に関して、担当の下田さんを呼ぶと、全てが緊急の工事で、ほぼエス・ティしかできないから、緊急でエス・ティしかできないからエス・ティに頼んだというような説明に終始、そればっかりなんです。ただ今日の米谷さんの話を聞くと、米谷さんは、ほかの業者、もっとまともなほかの業者も探してくださいとか、あるいは具体的に紹介までしたみたいだし、とにかく複数業者に見積り出すのが正しいでしょうという、当然のことを主張されてたということは、下田さんが言うように、エス・ティしかできない仕事で緊急でということではなくて、本来であれば、複数見積り、入札まではしないまでにしても、もっとちゃんとした業者を複数探して、複数見積りできちんと発注できるような仕事が、本当の緊急もちょっとあったかもしれないけど、そういう仕事が大半だったという認識ですか。

- ○証人(米谷 良太君) そうですね。正直に言うと、エス・ティ・産業より仕事できる業者はたくさんいますし、緊急とかっていうのも、日頃の整備計画を立ててきちっとしていけば、基本的に緊急っていうこと自体が頻繁に起こるべきこと自体が異常なんで、そうですね。緊急事態に対応するのにも、日頃からいろんな数々の業者さんと付き合いがあれば、すぐにいろんなところ探れる、来てくれるところを探せるので、1者にこだわる理由というのが、いまいち分からないです。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。米谷さんの経歴、今日伺った経歴によると、 築上町に入る前に、豊前のし尿処理等の現場でそういう同じような仕事をした経験がどうもおあ りのようだから、ほかの類似のこういう施設では、こんなに緊急の修理は発生しないし、普通定

期的に点検等に基づいて計画立てて、故障する前に適切なメンテナンスをやっているから、そも そも緊急は発生しないと、ほかの、例えば、豊前の前の職場では、1者随意契約などはまずなく て、複数業者に見積りを出していたという、当たり前の仕事をしていたということですよね。

- 〇証人(米谷 良太君) はい、そうです。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。改めて、築上町の異常な現場発注のことがよくわかったんで、ありがとうございます。

あと、別の角度の質問です。先ほど、清掃センター時代のお話ですが、太新工業が受注した修繕業務を、エス・ティさんが運転業務を受けていますから、本来は運転業務に携わらなきゃいけない職員が、太新さんの受注した修繕業務に修理をしていたという、ちょっと信じられないような回答が返ってきていて、つまり、私、上がってくる契約案件を見ると、2者見積りも結構あるんですけど、なぜか2者見積りとなると、ほとんどが太新とエス・ティの2者見積りなんですよ。そして、なぜかほとんどエス・ティが受注しているんで、普通に考えると、その2者が組んでやっているように外形的にはよく見えるんですけど、今、太新が受注したやつをエス・ティが実際は仕事しているという発言がありましたし、一番いけないのは、運転業務の人間がそれをやっちゃいけないだろうと思うけど、それを抜きにしてもエス・ティの人間が仕事していた。

つまり、太新が受注していたやつを、太新の現場監督が1人くらい来ていたかもしれないけれ ど、実質作業員はエス・ティの人間やっていたというようなことがたくさんあったように聞こえ たんだけど、そういう事例は、液肥を含めてほかにも見聞きしましたか。

- **〇証人(米谷 良太君)** そうですね。太新工業が契約した仕事で、清掃センターとかの現場のエス・ティ・産業の作業員の方が、その作業をしているっていうのは頻繁……。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 頻繁にですか。
- **○証人(米谷 良太君)** 頻繁に見てました。なので、実際、太新工業からは秋吉さん1人だけで、 そのほかの作業員の方はエス・ティ・産業の運転員の方が作業に従事していました。
- 〇委員長(武道 修司君) 宗委員。
- **○副委員長(宗 裕君)** ちょっとにわかには信じられないんですが、何回かあったというレベルではなくて、頻繁、しかも今のお話を聞くと、太新の社員は秋吉さん以外は見たことがないとも聞こえるんですが。
- **○証人(米谷 良太君)** そうです。そのとおりです。秋吉さんと、たまに電気の点検のときに、 ョシムラさんという方です、たまに来るんですけど、基本的に秋吉さんしか見たことがないです。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。
- ○委員長(武道 修司君) いいですか。ほかに。池亀委員。

- **○委員(14番 池亀 豊君)** ちょっと私、耳が少し遠くて、今の宗委員の声なんかはよく聞こえるんですけど、米谷さんの声はほとんど聞こえなかったんで、先ほどの副町長のところに行ったのは、いつやったかというのが聞こえなかったんで、教えてもらえますか。
- ○証人(米谷 良太君) 副町長に公益通報した日にちは……。
- ○委員長(武道 修司君) 2024年ですね。
- 〇証人(米谷 良太君) そうですね。
- **〇委員長(武道 修司君)** 2024年、令和6年。2024年、令和6年の1月の25日と書いてあります。
- ○委員(14番 池亀 豊君) ということは最近の話ですね。
- **〇委員長(武道 修司君)** 1年半前ですね。
- ○委員(14番 池亀 豊君) これはちょっと米谷さんとは関係ない話ですけど、平成の30年の6月の8日に公開質問状が出されているんです。平成27年度は1,347万8,400円でフィールド企画築城支店が受注していましたが、平成28年2月1日に辞退届を提出し、その後、現委託業者のエス・ティ・産業が選定され、平成33年3月31日までの5年間のカクショ契約を締結しています。業務委託契約の場合、3年間の契約が普通だと思われますが、5年間のカクショ契約した理由は何ですか。また、受注金額も平成28年度は1,684万8,000円、平成29年度については、業者からの要望に応じて2,137万3,200円と約800万円も増えていますが、どんな理由で増額したのでしょうか。このような事態は業者と癒着していると疑われても仕方ありませんが、この件に関してあなたはどのようにお考えですかという公開質問状が出ているのですけど、今、米谷さんが証言されたような内容とほとんど同じような内容なんですけど、これ平成30年ですので、先ほどの令和6年より何年前か、6年、(「7年前」と呼ぶ者あり)だから今公益通報する7年ぐらい前に公開質問状が出ているんです。このことは知っていましたか。
- ○証人(米谷 良太君) いや、知らなかったです。
- ○委員長(武道 修司君) 他に。工藤委員。
- ○委員(5番 工藤 久司君) 率直に聞きます。要するに先ほど来もちょっと言いましたが、補佐にも、課長にも、副町長にも、公益通報的な癒着の関係とかを相談するにもかかわらず何もしてもらえなかった。

ということは、私が考えるのに、やはりこの歴代の課長さんも含めて、下田さんも含めて、副 町長も含めて、ひょっとしたら町長までかもしれませんという関係性ですよ、エス・ティ・産業 さんとの、率直に言って、これは本当に癒着があったんではないかっていうふうにしか、今の皆 さんの質問から読み取れ、聞き取れないんですけど、そこの関係性というのは、米谷さんが感じ る上でどういう認識ですか。

○証人(米谷 良太君) あくまでも私的な見解なんですけど、一応、昔ですけど、自分が、ちょっと1回ですけど、繁永さんと副町長の関係性についてちょっと疑問に思ったことがあって、私が築上町役場に入庁して間もなく、まだ試用期間中だったんですけど、プライベートで、車の運転中に追突事故起こされて、診断書をもって1か月休職した際に、そのことを理由に試用期間が延長になったんですけど、その際に、繁永さんから、試用期間が延長されないように、俺が副町長に言ってやろうかって言われたんです。

私は、絶対にやめてくださいと提案を拒否したんですけど、このときの私の心中として、何で 副町長と業者がそんな関係にあるんだろうっていうのは、当時からずっと疑問に思っていました。 なので、1業者が、役場のナンバー2、上層部の幹部の職員の方にそういうふうな、試用期間 の延長とかって口利きをする関係、それは通常あり得ないことじゃないかなっていうふうに思い ました。

なので、そういうこととかもあって、やっぱり何かしらの関係性はあるんじゃないかなって思っています。

- ○委員長(武道 修司君) いいですか。はい、池亀委員。
- ○委員(14番 池亀 豊君) 先ほどの続きですけど、先ほどの平成30年6月8日の公開質 間状で、これ議員全員に配られたんです。

それで、注意書というのがついてまして、議会議員の皆様で、先ほどの癒着ですね、エス・ティ・産業との癒着について、議会議員の皆様で真にふさわしい議論をしていただきたいからです。できるなら調査特別委員会で議論してください。質問状の内容も検証していただきますようお願いします。真に今後、築上町のために相ふさわしい選択をお願いしますという、議員に注意書として出されている。

先ほど、米谷さんがおっしゃった内容とほとんど同じ癒着関係についてお願いされて、そのと きに、私も含めてですが、議員は一切対応しなかったんです。そのことをどのように考えますか。 議員に対して。

- **○証人(米谷 良太君)** そうですね、そのような質問状が出たんであれば、対応すべきだったんじゃないかなと思います。
- ○委員長(武道 修司君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(武道 修司君) ないですね。私のほうからまず2点です。

本日このような形で質問をいろいろとさせていただいて、かなり内容的に課題、問題があるな ということは、委員の皆さんも認識をしていると思います。 今後まだ調査を進めていく中で、今日の証言を表に出してというか、ほかの方に質問をすると きに、今日の証言を出さないといけない場合が出てくると思いますが、その場合、そういうふう な証言を出すということは許可いただけますか。

- 〇証人(米谷 良太君) はい、大丈夫です。
- ○委員長(武道 修司君) 本日、秘密会という形でしています。傍聴者を入れてなくやっています。傍聴者等がいた場合、圧力がかかったり、本音で言えなかったりということがあってはいけないんではないかということで、今日は秘密会にしました。

その秘密会ということになると、今日した発言を我々も外部に出せない、次の方々に質問できないということになりますんで、今日で解除をしようかなと思っていますんで、そのような了解をしていただいたということで、進めていきたいと思います。

それともう一点です。先ほどの資料、実は吉元議員のほうに、そういうような資料もお渡しを していただいているということで、昨日、吉元議員のほうから、私のほうにこういうふうな資料 があるんだということで見せていただきました。

米谷さんのほうに、見せてもいいよということで了解を得たということで、吉元議員のほうから私のほうに頂いて、今このような形で吉元議員が持たれたものを、全てコピーをさせていただいて、私の手元にあります。

今日証言をしていただいた中身の大半、この中に書かれているというふうに思っています。これを基に今日証言もされたんではないかというふうに思っていますんで、できれば、この書類を今日おられる委員皆さんに共有をしたいなというふうに思うんで、皆さんにこの資料を見ていただく場合によっては、コピーを手渡すということをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 〇証人(米谷 良太君) はい、大丈夫です。
- **〇委員長(武道 修司君)** ありがとうございます。では、この資料について皆さんに共有をして、 今後の調査に生かしていきたいというふうに思います。

何か米谷さんのほうで言い残したというか、これをまた言っておきたいというものがあれば教えてください。いいですか。

- ○証人(米谷 良太君) そうですね。あと一点、施設自体の運転がうまくいかなくて、液肥の成熟期間を3週間から2週間に縮めて出荷していたということがありまして、なかなか癒着とかそういうふうなんで、うまく施設が回らないんで、そういうふうに緊急の対応、下田さんの指示の下、パンフレット上には3週間以上の成熟と書いているんですけど、2週間で出荷していたということは、今お伝えするべきかなと思います。
- ○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。よろしいですか。ほかにいいですかね。
- 〇証人(米谷 良太君) そうですね。一応。

- **○委員長(武道 修司君)** 米谷さんの思いは、もう皆さんにお配りはしますんで、これ以外何か あればというふうに思いましたが、よろしいですかね。
- 〇証人(米谷 良太君) そうですね。
- **○委員長(武道 修司君)** それでは、米谷……。(「委員長、質問じゃないです。委員として米谷さんに伝えたいことがあるので」と呼ぶ者あり)はい、どうぞ、宗委員。
- ○副委員長(宗 裕君) 本日は本当にありがとうございました。休職中とはいえ、役場の現職職員ということで、この場に来てここまでの発言をしてくださったのは、私としても、はっきり言って内部告発、当時の課長や副町長に言っても通じなかった内部告発を、追い詰められて諦めていたのを、力を振り絞って我々に託してくださったんだと思っていますから、もちろん米谷さんの言っていることだけ聞いて、私たちは断定できませんけど、真摯に受け止めて、米谷さんがおっしゃるとおり、しかるべき措置を私は取りたいと思っていますが、また証言していただく可能性も、私十分にあるんじゃないかと思うんで、また証言求められれば、必要に応じては証言していただけるということでよろしいですか。今のところでまた再び決まっているわけではないですけど。
- **〇証人(米谷 良太君)** また証言が必要なときがあれば、私で分かる範囲であればお答えします。
- **○副委員長(宗 裕君)** ありがとうございます。そのときは、そういう必要性があったら、またどうぞよろしくお願いいたします。
- ○委員長(武道 修司君) よろしいですか。それでは、これで終わりたいと思いますが、米谷さんの思いは、この書類で頂いておりますんで、今、宗議員からもありましたように、内部告発をしていただいたというふうに、私も認識をしておりますんで、この中身に対して、この委員会でしっかりと調査をしていかないといけないのかなというふうに思っています。

本当に今日は貴重な時間というか、本来なら午前中で終わらないといけないところが、もうこういうような時間帯になってしまって、本当に申し訳ございませんでした。おかげで貴重な御意見を頂きました。ありがとうございました。

以上をもちまして、証人喚問を終了いたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

委員の皆さんはそのまま、ちょっと残ってください。ちょっと見送ってやって。はい、どうも ありがとうございました。

〔証人 退室 午後2時13分〕

- **〇委員長(武道 修司君)** 池亀議員、これもうちょっとコピーしてみんなに配っていい(発言する者あり)いいですか。
- ○委員(14番 池亀 豊君) これ、僕のものじゃないから。

- ○委員長(武道 修司君) 先ほど、池亀議員が言われた公開質問状の、言われてみたら、昔あったよねってちゅうので、私思い出しました。(発言する者あり)クボヤスミツさんと吉原秀樹さんとフクダタテノブさん、それとイトウシュウジさん、マツシタジュンスケさんか。
- **○副委員長(宗 裕君)** 私も思い出しました。こんな人物に副町長を続けさせていいかって 告白されたんです。副町長の任期が(聴取不能)。
- ○委員長(武道 修司君) それと、先ほどの米谷さんの内部告発文書というに理解していいと思います。これ一応、今了解得ましたんで、皆さんにお配りしたいと思います。一応もう準備してますんで。(発言する者あり)

それとこれも全部コピーをして、皆さんに配ってください。人数分。はい、今から(発言する者あり)取ってきた。

- 〇副委員長(宗 裕君) 写真もある。
- **〇委員長(武道 修司君)** コピーもしたんや。 (発言する者あり)

ちょっと今から説明します。まず1つは、吉元議員も取られていたということなんですが、登 記簿謄本、エス・ティ・産業の登記簿謄本を取りました。百条委員会として正式に取って持って いたほうがいいだろうということで取っています。

目的、業務内容がこのような感じで載っているということで、資料として見ていただければと 思います。それと今日、クリップ止めである分が、全国の分割発注、少額とか、少額の分割発注 をやった事例が全国であります。

一番上が津市の分が載っているのかな。その後に、分割発注で随意契約は違法というクエスチョンマークをつけた部分があります。これネットに書いていた分を私がちょっと切り抜いてというか(発言する者あり)普通にまとめた分です。こういうことで、違法なんだということでやっている部分です。

それと不適切な分割発注による調査ということで、これが江戸川区やったかね。江戸川区ですかね、というので、全国的にこういうふうな資料がちょっとありましたんで、参考までに皆さんに見ていただければなと。

今まで調査の中で、言われてみれば分割発注ですね、という簡単に答えていた職員がやってたことが、どういうことなのかという事例です。これは一部のところでこういうふうな問題が起きているのにもかかわらず、うちの町は全ての課で同じようなことが起きるというのは、ちょっとある意味異常かなという。

- **〇副委員長(宗 裕君)** 分割発注が標準的なやり方なんよね。
- **〇委員長(武道 修司君)** ということで、ちょっと分割発注が気になって、いろいろと調べてみ たらこういうことでしたんで、ちょっと皆さんにもこの情報を共有しておきたいなということで、

資料をお配りをしております。

それと先ほど、今コピーに行ってますけど、池亀議員さんが言われた公開質問状のコピーをしてますんで、それも皆さんにお配りをしたいというふうに思います。

- ○委員(14番 池亀 豊君) さっきも言いましたけど、僕の落書きが(聴取不能)。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 大丈夫です。印刷された文字だけは問題ない。委員長、質問いいですか。
- ○委員長(武道 修司君) はい、どうぞ。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 今、配っていただいた分割発注の資料ですが、真ん中の分割発注で 随意契約が、違法、クエスチョンマークが、これは委員長が……。
- ○委員長(武道 修司君) ネットから……。
- **〇副委員長(宗 裕君)** あと、津市の文章、それとその次に江戸川区の。
- 〇委員長(武道 修司君) 江戸川区の。
- **○副委員長(宗 裕君)** その次に、三重県松阪市の分、最後に愛知県かな、知多市の文章があるじゃないですか、これは公表されているやつを、どこからか見つけてきてくださったんだと思うんですけど。
- 〇委員長(武道 修司君) ネット、ネット。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 委員長がネットで検索された。
- ○委員長(武道 修司君) そうです。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 検索すれば、誰でも。
- **〇委員長(武道 修司君)** 見れます。
- ○副委員長(宗 裕君) それと、今、内容を簡単に拝見すると、ここの例に挙がっているほかの市町の例は、議会で百条委員会のきっかけじゃなくて、何かきっかけがあったんでしょうね。 あくまで、それぞれの市町の役場の内部調査の結果と処分でいいですね。
- **〇委員長(武道 修司君)** 多分そんな感じです。多分内部告発とか、そういうのがあったんじゃないかなと思います。
- **○副委員長(宗 裕君)** 普通はこういうおかしいことがあれば、ちゃんと役所が内部調査するんですね。うちはなぜかないけど。
- ○委員長(武道 修司君) だから、休み時間にちょっと話しましたけど、私たちが、全てが全ての調査ができるという状況は、かなり厳しい状況があると思いますんで、一番一般的なのは、執行部側に第三者委員会を立ち上げてもらうとかいうやり方もあるんでしょうけど、それか議会側から要求ができてできるのが、監査委員請求、監査のほうをやってもらうという監査委員請求を出すというやり方になるかと思います。

そこら辺はおいおい、今日聞いたいろいろな案件を踏まえて、ある程度確定をできる部分は確 定をしていきながら、今後の方針、流れを決めていかないといけないのかなと思っています。

取りあえずは一つずつ、一つずつ調査をしっかりやっていきたいなと思いますんで、次回が8月の1日に住民生活課か。(「順番どおり」「とにかく実績に実態どおりがあるか関係なくできるように」と呼ぶ者あり)、大体、こういうふうな登記するときに、この目的のところに、最低限というか、全部書けるんで(発言する者あり)そういうことよ、(「このとおりに」と呼ぶ者あり)できない。

- **〇副委員長(宗 裕君)** これ、悪意はないというの分かってるんで(発言する者あり)まず、この武道さんの分割発注の資料見ると、大体目的とか手口はここに書いてあるとおりだね。
- ○委員長(武道 修司君) 手口もそうですけど。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ただ、うちの問題は余りにも多すぎる。複数課になる。
- 〇委員長(武道 修司君) そうね。
- **○副委員長(宗 裕君)** これは特定の課とか、特定の職員とか、何件かは。
- ○委員長(武道 修司君) 例えば学校とか改築するのに、夏休みの期間中はとかいう、逆にちょっと同情するよねってちゅうふうな感じのぐらいのものなんやけど、うちは何ちゅうか、うちは、どっちかというと修繕費と手数料に分けて分割発注をしとって、別々だったからよかったと思いますというふうに思ってましたとか、もう感覚がずれてるなという。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 悪いって全然思ってない。
- **〇委員長(武道 修司君)** それでいいという認識の中で、その業務をずっとやってきたという怖さ。

だから、それが、悪意があるのか、悪意がないのかというのが別として、その認識で業務をやってたというところは、はっきり言って改めてもらわないと、大変な問題かなというふうに思います。

- **○副委員長(宗 裕君)** (聴取不能)ときには役場に入ったときからというか、そういう仕事のやり方しか教えられてない。
- **〇委員長(武道 修司君)** そうそう。だからちょっと大変なことかなというふうに思っています。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** さっきの竹本課長の答弁もあまり反省なかったんじゃないですか。偏りがあったと、全然反省してなかった。
- ○委員長(武道 修司君) 偏りがあったというのが、例えば。
- **○委員(14番 池亀 豊君)** 偏りがあったという中には、武道さんが言ってたように、分割発注とか、そういうの。(「多分偏り」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(武道 修司君) 例えば続けて(発言する者あり)住宅なら、住宅。

- **〇委員(14番 池亀 豊君)** 言っているのは、今、武道さんが言ってたね。役場はそれが当たり前のようにやられていると。
- 〇委員長(武道 修司君) 現状ね。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** 竹本さんもずっとそう思われていたと。(発言する者あり)役場全部。
- **〇委員長(武道 修司君)** ただその当時、この分割発注がそんなにやりよったんやろうかと思うて。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** いやいや、やりよったかどうかじゃなくて、今、武道さんがおっしゃったように、役場全体がそんなことを。
- 〇委員長(武道 修司君) 今現時点。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** 何にもあまり気にしてないような、そういうのがあったわけ。 竹本さんはもう、課長でされている方だから、当然責任あるんよ。見てると分かるでしょ。
- **○副委員長(宗 裕君**) 池亀さんが言っているのは、首藤課長の前の前任の竹本課長時代にも……。
- ○委員長(武道 修司君) あったやないかちゅう。
- **〇副委員長(宗 裕君)** そういうものがあったんじゃないか。
- **〇委員(14番 池亀 豊君)** 今、武道さんの話を聞いていれば、この役場にはそれがもう、 当たり前になっていると。この町がこれぐらいやったら、(発言する者あり)
- **〇委員(5番 工藤 久司君)** 前は、課長は決裁できなかった、管財が持っとった。(「(聴取不能)が管財に行って管財が振り分けをしおったのがいつの日か」と呼ぶ者あり)課長で決裁できるようになったから。
- ○委員長(武道 修司君) それともう一つ怖いんが、今度金額が今年の4月から上がっちょうのんよ。今まで200万円やったか、200万円ぐらい、たらもう、大半が課長決裁なんよね。 1者入札で、緊急性、緊急性とかなんか言おったら、もう、癒着どころの話じゃなくなってくる可能性があるんでね。
- **○副委員長(宗 裕君)** このままならね。(発言する者あり)今日発言できたやん。第2施 設が止まっとっても、第2施設で何とかしたって。
- ○委員長(武道 修司君) 実際やりおるわけやん。でね、本当に、いや、慌てて今すぐせんととか、それとか、断水になって、急に水源地の水をどうにかせないけないとか、それは緊急性、当たり前の話で。だけ、それはあったとしても、それに引っかけて何でもかんでも全部緊急性、緊急性って、予備のポンプまで緊急性って、それはないやろっていうて、(聴取不能)それはないやろ。

こういうふうな流れで、一応ちょっと、淡々とって言い方あれですけど、一つずつ、一つずつ 調査していきます。次が8月の1日です。

今日の発言につきましては、もう解除ということで、皆さん同意が取れましたんで、基本的に、 むやみやたらに言うのはちょっとどうかなというふうに思いますが、基本的には今日解除という ことで、皆さんよろしいでしょうか。

- **〇副委員長(宗 裕君)** 異議なしで、議決でいいんですね。これ議決で。
- ○委員長(武道 修司君) よろしいですか、ということで異議なしと認め、本日で解除します。 ただ、今から、今日の裏づけをしないといけません。次に、流れからいくと、もう一度、下田 課長補佐を、次は証人喚問ということで呼びます。エス・ティ・産業、それに、古市前課長とい うメンバーになるかと思います。

それまでに、今日の発言がむやみやたらに独り歩きをすると、いろんな準備をしたりとか、話の裏を合わせたりとか、いろんなことがあったら困りますんで、そこはちょっと慎重に動かないといけないのかなというふうに思います。

はい、吉元委員。

- ○委員(13番 吉元 健人君) 今日来られた3名の方から尾崎さんって名前がよく出たので、 もしよろしければ、全然僕は打ち合わせも何も今回させてもらって、してないんですけれども、 下田さんと同日で可能であれば、前でも後ろでも、また別の観点から管理者としての証言が得られるんではないのかなと思うので、できれば要請したいんですけれども。
- ○委員長(武道 修司君) 皆さんどうでしょうか。いいですかね。私もちょっと、うちの地元の子なんで、よく知ってるし、今日ずっと米谷さんもそうだし、竹本さんも出よったかね。3人ともね、吉元さんも出よったし。やっぱり重要な証言の証明者でもありますんで、呼ぶタイミングをどうするかというのはちょっとありますけど、証人喚問の対象者で呼びたいなというふうに思います。

あと、1日、5日があります。その後、今から日程を組めば、どっちにしてもその後じゃない と日程が組めません。日にちの関係です。一般の方を呼ぶのに。

- ○副委員長(宗 裕君) そこですけど、日程が組めないことは、私はないと思ってて、今日 これだけ重要なことがでたんですから、古市さんも既に民間人ですけど、そういう民間人の証人 喚問ができる、手続の時間要りますよ。
- ○委員長(武道 修司君) いや、そうそう。
- **〇副委員長(宗 裕君)** ある程度手続で、最短で呼ぶべきでしょ。
- ○委員長(武道 修司君) いや、だけ、5日まではできないと思うんで、5日までは。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 私が聞いているのは、今日からこの委員会で呼ぶということを決定

して、事務局が手続等をやるのに最短でどれくらい見ればいいんですか。(発言する者あり)

- ○事務局長(桑野 智君) 決裁を郵送期間で(聴取不能)。
- **〇副委員長(宗 裕君)** はい、そういうことです。
- ○事務局長(桑野 智君) それから多分1週間。ある程度1週間前には届くような形で。
- **〇委員長(武道 修司君)** 今回、前もって話をしているだけであれだけどね。10日ぐらいということになるんやないかな。
- 〇副委員長(宗 裕君) 10日ってことは、カレンダーを見ると、今日が火曜日ですから、 来週4日から月曜日始まりますけど、早ければ7日の木曜日とか8日の金曜日、可能ですね。最 短で。

だから私、盆休みもあるから、これを盆の先に送っていたら、何やってるんだってことになる と思うんで、最低でもその週明けの月曜日、何日ですか。

- ○委員長(武道 修司君) 月曜日祭日だよね、11日が。
- ○副委員長(宗 裕君) そしたら12になっちゃうから、やっぱり7、8の木金あたりに呼ぶことをまず考えるべきじゃないですか。お盆はやっぱり、何となく、我々はいいけど、役場も休みないけど、呼びにくいじゃないですか。

だからもう速やかに、今日その辺の委員会の方針をしっかり立てて、最短7、8。

- ○委員長(武道 修司君) そう、今はいいですよ。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 5日まで呼ぶのは無理でしょ。
- ○委員長(武道 修司君) どっちも無理。5日までは無理です。
- **○副委員長(宗 裕君)** しかも、これ、向こうの都合を聞く必要はないですよ。呼びつけていいんだから。向こうが、親が死んだとかなんとかいう理由があれば拒否できるけど、よほどの理由がない限りは拒否できないんだから。
- **○委員長(武道 修司君)** 戦没者の追悼式が7日にあるんで、するなら8日のほうがいいかな。 もう12日か8日かどっちか。盆やもんね。
- **○副委員長(宗 裕君)** 委員長が言ったとおり、今日の内容重いからね。秘密解除になった けど、しゃべれませんよ、こんなこと不用意に。

だから早く、相手の方も呼んで、相手の方の言い分も聞かないと、進められんでしょう。

- **〇委員長(武道 修司君)** 流れとして、最初に呼ぶのは尾崎さん。尾崎、下田。(発言する者あり)
- **○副委員長(宗 裕君)** いや尾崎さんは別として、下田さん、古市さん、エス・ティの社長、 繁永さん。尾崎さんはどこに入れるかという意見はあるでしょう。
- ○委員(4番 田原 宗憲君) エス・ティの社長の夫妻だよね。

○副委員長(宗 裕君) いや社長の名前で全部契約してるから2人呼ばないと、ただ、社長 は多分現場のことは夫に全て任せてるから分かりませんって答えが返ってくる可能性が高いと思 うんです。実質的経営者は繁永さんだから。

だから2人同時に呼ばないと、社長呼んで分かりませんって言われて、また繁永さん呼びます。

- ○委員長(武道 修司君) いやいやそれはもう2人呼ばな。
- **○副委員長(宗 裕君)** 社長呼ばないわけにはいかないでしょ。社長の名前で全部契約(聴取不能)。(発言する者あり)

決めつけるわけにはいけませんけど、今日出た証言が事実であるとすれば、もうこれは議会で扱うような案件じゃない、犯罪です。犯罪。犯罪ですし、あそこまで副町長に内部告発して、副町長が握り潰してるってことになったら、不信任は出せませんけど、辞職勧告ぐらい出さないと。辞職勧告ぐらい出さないと、議会として示しがつかんでしょ。その事実を明らかにして、副町長の資格なし、事実だとしたらですよ。

米谷さんが副町長に申し立てしたのは事実でしょう。あとはその内容が事実かどうか。(発言する者あり)分かる。聞いてるけど、でも一応下田さんとか、古市さんの言い分も聞かないと、あるいはエス・ティの繁永さんの言い分も聞かないと。もしかしたら特別なやむを得ない事情があったかもしれない。犯罪レベルまで手を染めなきゃいけない特別な事情があったかもしれないとは思います。

○委員長(武道 修司君) それと、盆明けになると思うんですけど、今までの調査経過、これだけの調査を、今やりましたということと、特に分割発注は職員認めてるのが多いし、今週、来週か、やると、もっと出てくる可能性があるんで、盆明けの段階で一度、前の中間報告を町執行部、町長のほうに話はしようと思います。

今の核心の部分はまだ伏せておきます。9月議会で中間報告をしますということを報告をする。 それと同時に議長のほうにも、議長、中身これ今全然分かってないんで、議長のほうにも同じよ うな報告をしたいと思います。

9月の議会で中間報告をやるということをしたいと思います。流れとして。

- **○副委員長(宗 裕君)** 基本的な流れは、全く異論はありませんけど、今日これだけのことが出てきましたから、今後の証人喚問等でさらに凄いことが出てきた場合は……。
- ○委員長(武道 修司君) ちょっとまた。
- **○副委員長(宗 裕君)** 意見を言いますと、ただ今日の時点ではおっしゃるとおりだと思います。
- **〇委員長(武道 修司君)** その場合によっては、司法のという話にもなるかもしれないです。だからそこはちょっとその都度その都度の対応を考えないと。

- **○副委員長(宗 裕君)** それとちょっと雑談みたいになっていたんで、あえて発言させても らうんですけど、言ってもしょうがないことかもしれませんけど、この委員会では共有しておき たいことが、あえて発言させていただきます。今日とんでもないことが。
- ○委員長(武道 修司君) 一回閉める。それか。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 議事録に残らなくていいけど、今から言うのは。
- ○委員長(武道 修司君) そしたら、1回閉めましょうか。議事録(聴取不能)。
- **○副委員長(宗 裕君)** そしたら、今日の決定時刻は8月の金曜日、何時ですか。8日のスケジュールは委員会の決定事項ですよね。それで事務局長は承認をちゃんと呼ぶように段取りをしてくれるんですよね。それはもう委員会で決定しないと事務局は動けないでしょうから。
- ○委員長(武道 修司君) あとは時間。時間を。
- **〇副委員長(宗 裕君)** それは証言者の方の多少動きってことかと思います。
- ○委員長(武道 修司君) 今日みたいにあまり時間がずれると悪いんで、ちょっと余裕を持って 1時間は取っておかないけんかなという。
- **○副委員長(宗 裕君)** 間隔を空けて呼んで、時間が余れば休憩時間にすればいい。(発言する者あり)
- ○委員長(武道 修司君) 今回は、3人は承諾もらって一緒の部屋でしたけど、次はもう。
- **○委員(13番 吉元 健人君)** 控えに1人おる。次の人たちが控えにおる。もうすぐ終わった ら帰っていただく。今の入っているときに入っていただく。
- **〇委員長(武道 修司君)** もし重なった場合は、図書室なり、議員控室なり、活用してもらいながら、接触を基本的にしないという前提にします。 (発言する者あり)

順番どうしましょうか。今日決めとかんと要請ができんけ。

下田、尾崎いや、あと、どっち。

- ○委員(13番 吉元 健人君) 下田から尾崎でもいいです。ある程度。
- **○副委員長(宗 裕君)** 私はどっちでもいいんで、吉元さんが。
- 〇委員長(武道 修司君) あれは古市君。
- **〇委員(13番 吉元 健人君)** 3番、4番が繁永さん。
- **〇副委員長(宗 裕君)** 社長、繁永さん。社長が先でしょうね。2人。
- ○委員長(武道 修司君) 2人。社長が奥さん。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 古市君からは、昼ぐらい。
- **〇委員長(武道 修司君)** 1時間で、1時から2時、2時から3時、3時から4時という流れで。 (発言する者あり)エス・ティやないよ。シダックス。
- ○事務局長(桑野 智君) シダックス。

- ○委員長(武道 修司君) シダックスの尾﨑、尾﨑伸介。
- 〇副委員長(宗 裕君) 1時古市さん。
- **○事務局長(桑野 智君)** 繁永さんの社長が先。
- ○委員長(武道 修司君) 社長が先、社長が2時から。
- 〇委員(13番 吉元 健人君) 同一でいい。
- **○副委員長(宗 裕君)** 同一かどうかは向こうが判断すればいいんじゃない。でもね、だから先に奥さんだけ入ってもらって聞くけど、多分奥さん一瞬で終わるよ。現場行ったことないやろから、夫に全て任しとるから。
- ○委員長(武道 修司君) それかもうきめ細かに全て分かっちょって、全部采配しよったか。全て采配しよったという可能性もなきにしもあらずやけ。(「午前中に奥さん、奥さん、尾崎さん」と呼ぶ者あり)
- **〇副委員長(宗 裕君)** 午前と午後分ける。(発言する者あり)
- ○委員長(武道 修司君) 昼から今度詰まってしまうやろ、そうなると。(発言する者あり) いや、だけいいんやない。昼から。尾崎もそこまでないやろ。だけ下田、尾崎で、本当は尾崎 で終わって、下田を昼までびっちりやったほういいかなと思ったりしたんやけどね。(発言する 者あり)どうかなと思って。
- **○副委員長(宗 裕君)** 下田さん時間かかりますよ。(「それでお願いします」と呼ぶ者あり)下田さんにその場で聞いたの、今日の話じゃなくて、もとの。
- ○委員(13番 吉元 健人君) 今から聞いたやつは、下田に(聴取不能)。その証言を本当に もう一回尾﨑君に聞きながら、その日にもらった証言を下田君の証言を尾﨑君に当てるような。
- **○副委員長(宗 裕君)** 尾崎さんに待ってもらうかもしれませんけど、下田、尾崎さんでいいんじゃないですか。今日みたいに待ってもらうのに。
- **〇委員長(武道 修司君)** とにかく午前中に 2 人終わらせると。尾﨑君には基本的に 1 1 時やけど、 1 1 時半になるかもしれません。
- **〇副委員長(宗 裕君)** そうだね。尾崎さん、下田さんが長くなっても11前には呼ぶべきだ。ちょっと聞いたのは、あんまり時間がかからない。
- 〇委員(13番 吉元 健人君) 証言を(聴取不能)場合がある。
- ○委員長(武道 修司君) ということで、よろしいですか。8日。(発言する者あり)非公開です。非公開。同じでしょ、今日と。あくまでも秘密会でということで(発言する者あり)公表していいかどうかですね。公表したら悪いって言えば、できない。
- **○副委員長(宗 裕君)** 公表したら悪いって言ったりしたら(発言する者あり) いや、それはないでしょう。

- ○委員長(武道 修司君) それはないね。
- **○副委員長(宗 裕君)** だからあくまで、(発言する者あり) ちょっと待ってください。秘 密会の解除は証人の同意なんか要らないんです。我々の判断だから。今日は内部告発みたいなことだから。
- ○委員長(武道 修司君) ああ、そうよね。
- **○副委員長(宗 裕君)** 公開するかしないかは我々の勝手な判断ですから。
- **〇委員長(武道 修司君)** ということで、取りあえず、以上をもちまして、第8回特定業者との 随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分閉会